

石炭鑛業 互助會報

第三卷・第三號

昭和十三年三月二十日發行

石炭鑛業互助會

昭和十三年四月七日第三種郵便物認可
昭和十三年三月十七日印刷
昭和十三年三月二十日發行

目次

(卷頭言) (國際的現狀打破運動)	鳴瀧	(一)
石炭生産擴充	茂野吉之助	(三)
鑛夫の雇傭勞役に關する講演	坂本行敬	(三)
本會記事		
重役會並に理事會		(四)
本會新入會員紹介		(四)
參考資料		
坑内衛生及負傷者救護に就て(上)		(七)
十日會荷役懇談會概況		(七)
若松驛藤木棧橋に關する懇談會		(三)
石炭船運賃		(三)
時の言葉註解		(六)
雜錄		
二月の卸賣物價指數其他		(四)
彙報		
國鐵の本年度買炭其他		(五)
石炭鑛業權設定	(福岡鑛山監督局管内)	(六)
互助會文藝		(六)
炭界日誌		(六)

三月號

石炭鑛業互助會發行

京都帝國大學助
教授 理學士

上治寅次郎先生著

昭和十三年二月刊行

北松浦炭田地質說明書

附錄

袋入折疊炭田地質圖並炭層柱狀圖
炭層對比圖七種ヲ納ム

◆菊版 函入

插圖化石寫真數種

◆分讓實費參圓

(送料十錢)

長崎縣北松浦郡佐々村
北松南礦業會發行
振替福岡三四二五番

北松浦炭田は將來益々開發せらるべきものなるに拘らず、其の地質文獻稀有にして、採炭計畫樹立に不便尠からざるを遺憾とし、夙に本邦炭田地質の研究に蘊蓄を有する京都帝國大學助教授理學士上治寅次郎氏に囑し、氏の數年に亘る眞摯なる學問的良心と鏗骨なる苦心との下に根本資料を採り、以て實地調査と學理研究とを併せて成就し、即ち茲に本書を得たり、是蓋し北松浦炭田寶庫開發の鍵たるや言を俟たず、敢へて坐右必須の書として汎く斯界業者に之を提供する所以なり。

京都帝國大學助
教授 理學士

上治寅次郎先生著

昭和十三年二月刊行

北松浦炭田地質說明書

附錄

袋入折疊炭田地質圖並炭層柱狀圖
炭層對比圖七種ヲ納ム

◆菊版 函入

插圖化石寫真數種

◆分讓實費參圓

(送料 十 錢)

長崎縣北松浦郡佐々木村
北松南礦業會發行
振替福岡三四二二五番

北松浦炭田は將來益々開發せらるべきものなるに拘らず、其の地質文獻稀有にして、採炭計畫樹立に不便尠からざるを遺憾とし、夙に本邦炭田地質の研究に蘊蓄を有する京都帝國大學助教授理學士上治寅次郎氏に囑し、氏の數年に亘る眞摯なる學問の良心と鏗骨なる苦心との下に根本資料を採り、以て實地調査と學理研究とを併せて成就し、即ち茲に本書を得たり、是蓋し北松浦炭田寶庫開發の鍵たるや言を俟たず、敢て坐右必須の書として汎く斯界業者に之を提供する所以なり。

石炭鑛業互助會會則

第一章 總 則

第一條 本會ハ石炭鑛業互助會ト稱ス
第二條 本會ハ本會ノ目的ニ資スル石炭鑛業者ヲ以テ組織ス
第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭鑛業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設ケカゴトアルベシ

第二章 事 業

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、調査機關ヲ設ケ石炭鑛業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト
二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
三、會報ヲ刊行スルコト
四、會員炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲナスコト
五、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會 員

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ實現スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨリモントス
二、正會員ハ石炭鑛業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモントス
三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ニ同シ
第七條 正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(毎年自四月一日至翌三月卅一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己經

第四章 役 員

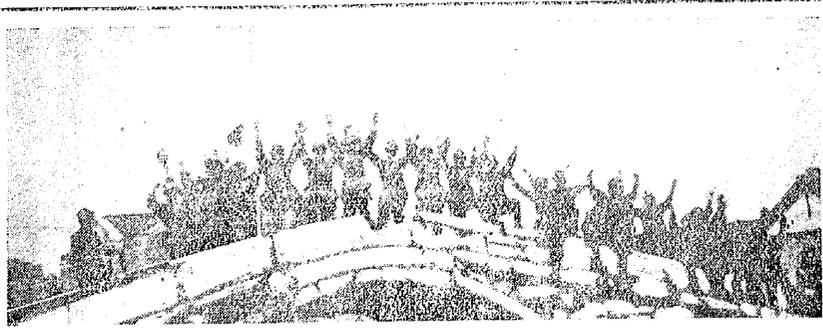
第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、會長 一名
二、副會長 一名
三、理事 十名以內
四、監事 五名以內
五、評議員 十名以內
第十六條 會長、副會長ハ總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモノトシ、理事、監事、評議員ハ正會員又ハ准會員中

第八條 正會員ノ准會員算定ノ基準ハ左ノ通りトス
一、年額送炭數量五萬噸迄 無シ
二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎一一名ヲ增加スルモノトス

第九條 新入會セントスル者ハ所定ノ申込手續ヲナシ理事會ノ承認ヲ得ベキモノトスル者モ又同シ
第十條 正會員ノ前年度送炭數量ニ基キ其ノ准會員推薦人員ニ増減ヲ生ジタル場合ハ正會員ハ増減スベキ准會員ハ人名ヲ届出シテモントス

第十一條 正會員死亡又ハ退職等ノ理由ニ依リ減員シタル場合ハ正會員ハ一月以内ニ其ノ補缺推薦ヲナスベキモノトス
第十二條 正會員死亡ノ際其ノ相續者以外ノ繼承ニ就テハ理事會ノ決議ニヨリ得ズ

第十三條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ニ不利益ナル行爲ヲナシ若クハ會員ノ義務ヲ履行セザルトキハ總會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ
第十四條 退會者又ハ除名者ハ既納會費、積立金及ヒ持分權ハ如何ナル理由アルトモ返付セズ



卷頭

國際的現狀打破運動

ワシントン平和會議に於て、時の米國大統領ウィルソン氏が世界永遠の平和維持を目的として國際聯盟を提唱し、英佛の兩大國が熱心に之を支持して遂に國際聯盟が成立した。之は世界平和の巧辭を使つて所謂持てる國の現狀維持運動のカラクリであつたことは其後の聯盟會議が立證してある。ことに於て先づ我國が斷然これを駁退し、伊太利、獨逸が敢然起つてこゝに東京、ベルリン、ローマの輻の強化となり、國際的現狀打破運動が惹起せられたのである。

今日の世界地圖を見よ、英國は三千九百萬方杆を侵略してゐるし、蘇聯は二百萬方杆を領有してゐる、佛國は二百四十萬方杆を占領してゐる。日獨伊はそれに較べては殆んど物の數ではない、もの、數でないからこゝに現狀打破運動が爆發するのだ。この持てる國と持たざる國とが對抗する際に彼等英佛蘇は、現狀維持を平和愛好と稱し現狀打破を平和の破壊と言ひたがるのである。

ヒットラー總統が國會で演説した如く、英佛は獨逸民族にだけ民族自決主義を認めず、無理に獨逸を引離した。故に春秋の筆法で言へば、獨逸にナチスを生ぜしめたのも伊太利にフアンツを生ぜしめたのも英佛であつたのだ。

今日の國際情勢は道理が通つて無理が引込む時代である。而して共產主義を最も恐れるは、日獨伊の持たざる國よりも英佛の如き持てる國でなければならぬ。然るに英佛は蘇聯と共同戦線によつて、日獨伊の生存の權利を押しつけようとするところに無理があり不自然がある。その無理が破綻し不自然が崩壊してゐるのが現下の國際情勢である。(鳴鶴)

ヨリ總會ニ於テ選舉スルモノトス
但シ同點者二名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位ヲ定ム
ルモノトス
第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事務アルトキ之レニ代理理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ執行ス
第十八條 評議員ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス
但シ必要ノ場合ニハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得
第十九條 會長ハ副會長ハ評議員ハ二年トス
但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ノ滿了スル場合ハ次ノ臨時總會終了迄任期ヲ延長スルモノトス
第二十條 補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ特ニ其ノ必要ナキトキハ次ノ改選期迄補缺ヲナサザルコトヲ得
第二十一條 請リ臨時ニ會員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得
本會ニ主事一名、事務員若干名ヲ置キ會長之レヲ任免ス

第五章 資産及會計

第二十二條 本會ノ資産ハ基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ以テ組織ス
第二十三條 本會ノ經費ハ基本金ノ利子、收入會費、寄附金其ノ他但シ理事會ノ決議ヲ經テ基本金ヲ經費ニ流用スルコトヲ得
第二十四條 會費ハ其ノ年度ノ豫算ニ應ジ總會ニ請リ必要ナル金額ヲ決定スルモノトス
第二十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
第二十六條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經テ決算ハ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第六章 會 議

第二十七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之レヲ基本金ニ繰入シ又ハ翌年度ニ繰越スコトヲ得
第二十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス
一 臨時總會
二 評議員會
三 理事會
四 總會
五 委員會
第二十九條 定時總會ハ每四月中一回會長之レヲ召集シ決算ノ承認ヲ求メ會務ノ報告ヲナシ重要ナル事項ヲ決議ス
臨時總會ハ會長ニ於テ必要ナル場合若クハ會員半數以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス
理事會ハ會長、副會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必要ナル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルトキ之ヲ召集ス
會長ハ監査役ノ意見ヲ徵スル必要アルト認メタル場合ハ其ノ出席ヲ求ムルコトアルベシ
監査役ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得其場合同理事會同様決議權ヲ有スルモノトス
評議員ハ會長必要アリト認メタルトキ之レヲ召集ス委員會ハ委員相互ノ申合セニヨリ之レヲ開クモノトス
第三十條 總會ハ五日前一通知ヲナスベシ
第三十一條 總會ニ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委任スルコトヲ得
附 則
第三十二條 會則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス
第三十三條 本會事務施行ノ爲メ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム
第三十四條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適宜處理スルモノトス
第三十五條 本則ハ昭和十一年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タルヲ以テ即時實施スルモノナリ
以上



—◁ 言 頭 卷 ▷—

國際的現狀打破運動

ヴェルサイニの平和會議に於て、時の米國大統領ウィルソン氏が世界永遠の平和維持を目的として國際聯盟を提唱し、英佛の兩大國が熱心之を支持して遂に國際聯盟が成立した。之は世界平和の巧辭を使つて所謂持てる國の現狀維持運動のカラクリであつたことは其後の聯盟會議が立證してゐる。こゝに於て先づ我國が斷然これを脱退し、伊太利、獨逸が敢然起つてこゝに東京、ベルリン、ローマ樞軸の強化となり國際的現狀打破運動が惹起せられたのである。

今日の世界地圖を見よ、英國は三千九百萬方呎を侵略してゐるし、蘇聯は二千萬方呎を領有してゐる、佛國は千二百四十万方呎を占領してゐる。日獨伊はそれに較べては殆んど物の數ではない、ものゝ數でないからこゝに現狀打破運動が爆發するのだ。この持てる國と持たざる國とが對抗する際に彼等英佛蘇は、現狀維持を平和愛好と稱し現狀打破を平和の破壊と言ひたがるのである。

ヒットラー總統が國會で演説した如く、英佛は獨逸民族にだけ民族自決主義を認めず、無理に獨逸を引離した。故に春秋の筆法で言へば、獨逸にナチスを生ぜしめたのも伊太利にファッショを生ぜしめたのも英佛であつたのだ。

今日の國際情勢は道理が通つて無理が引込む時代である。而して共產主義を最も恐れるは、日獨伊の持たざる國よりも英佛の如き持てる國でなければならぬ。然るに英佛は蘇聯と共同戦線によつて、日獨伊の生存の權利を抑へつけようとするところに無理があり不自然がある。その無理が破綻し不自然が崩壊してゐるのが現下の國際情勢である。(鳴鶴)

石炭の生産力擴充に就て

石炭鑛業聯合會常務理事 茂野吉之助

一、生産力擴充の意義

事變以來直接軍需に關係ある工業は云ふ迄もなく、之に間接的關聯を有する諸産業部門に於ても生産力の擴充が必要となり、是に伴ひ人的並に物的資材の調整充足が緊急の問題となつて來たが、非常時局は未だ序曲に入つたに過ぎぬとの見方よりすれば、軍需的産業に對する生産力擴充は今後益々本格的な形態に向つて進行するものと思はれる。

從來の重要産業統制法的の考へ方に従へば、過剰生産は同業者相喰む酷烈なる競争の主因を爲すものであり、隨つて現實の需要を伴はぬ生産力の擴充は少くとも不經濟であり、非能率的であつた。然るに晩近の緊迫せる國際情勢の下に於ては、國家總動員は既に其第一歩を踏み出して居り、國際相剋の現状が繼續する限り、單に今次事變中と云はず今後相當期間は何時でも戰時體制に轉化し、順應し得るやう軍需的産業の生産力を整備し、培養し、擴充して置くことが絶対に必要となつたのであつて、その爲めに或場合に於ては資本の固定、設備の死藏等の經濟上の犠牲を拂はねばならぬことも已むを得ぬと思はれる。

上述の如き情勢であるから軍需産業の重要資材たる石炭鑛業の生産力擴充に就ても、國防の線に添ふ國家總動員計畫に對應するとの國家的意識の下に各般の起業計畫を樹立することが必要であつて當局の方針も當業者の信念も亦この點に存せねばならぬ次第である。

二、石炭鑛業聯合會の應急措置

昭和十一年の春を契機として勃然として興つた製鐵其他の重工業は、昨年七月の支那事變によつて本格的に戰時的緊張を呈した。我が石炭鑛業聯合會は一昨年六月及十一月の二回に亘り約七十萬噸の増送を行つて需給の調整を果したが、其上に昨年上期に於ては下期に起るべき輸送難を豫察して約五十萬噸の繰上げ増送を敢行せんとした。時なる哉、七月北支事變の突發に際したので將に敢行せんとした繰上げ増送を姑息なりとして、之に代ゆるに、上下兩期送炭制當高通算の實施を以てした。即ち送炭を上下二期に區分する事を廢して年間通算の新制を布いたのであつた。而して其間昭和石炭株式會社と協力して製鐵用炭及び御用船燃料炭の如き時局に際し特に緊迫せる用途に對しては別に特別取扱方法を決定して應急の處置に遺憾なからしめん事を期したのである。

然るに其後北支一局部の事變は支那事變に擴大し、當然の歸結として軍需其他關係産業に於ける石炭需要の激増す可きを慮り、本會所屬炭坑の出炭増送を促進奨励す可く、昭和九年以降の統制方針を一擲して送炭規定に次の如き修正を加へ戰時體制に順應す可き用意を整へたのであつた。

- 一、會員が割當高を超過して増送せる場合の増送賦課金を廢止し、實質上自由送炭同様となしたること。
- 二、前項の場合超過増送數量は當該會員の次期割當高より控除することになり居たるを、控除せざることに改め、増送奨励の趣旨を明瞭にしたること。
- 三、次期割當高決定の基準は、從來當期割當高と送炭実績との平均比率に據ることになつて居たのを、送炭実績のみの比率に據ることに改め純然たる實力本位とせること。

三、石炭鑛業聯合會五箇年計畫の再檢討

これより曩昨十二年六月本會は商工省の諮問に對して本會所屬炭坑の五箇年計畫（昭和十二年乃至昭和十六年）を答申する處があつた其の時の送炭見込數量は既に發表された處であり、且つ現在の時局は再び其の數字を此處に採録する自由を許さぬので掲記せぬが、當時に於ける昭和石炭株式會社調査内外地有煙炭需要の内、當會が供給を必要とする數量、即ち當會送炭割當高と上記答申書記載の送炭見込數量とを對比すれば供給に相當の餘裕を見出し得るのであつたが、其の實現に就ては勿論人的及物的設備の充足を必須條件とした事は云ふ迄もないので、答申中に右に關し次の如く具申する處があつた。

「五箇年間石炭供給見込數量は之を産出する爲めに必要なる人的及物的設備が圓滑に充足せらるゝ事を前提とする事言を俟たず。然るに技術員及び鑛夫の雇傭、礦業用機械類の調達等今後益々困難を豫想せらるゝに付石炭の供給能力も自然或る程度の制限を受ける懼れなしとせず、此點に關し特に御留意を乞ふものなり」

然るに技術員及鑛夫の雇傭、礦業用諸機械資材調達の困難は支那事變の勃發によつて豫想以上に深刻に現前したのであつた。「自然或る程度の制限を受ける懼れなしとせず」とした本會の豫想は戦局の擴大と共に數倍の事實となつて現れて來た。夫れと同時に、需要方面に於ては軍需工業生産擴充に因る石炭消費の激増、供給方面に於ては應召減員に因る作業の混亂、海陸運輸の不圓滑に基く送炭の澁滞、輸入炭の減少等が相伴つて供給の不足を來し、昭和十二年六月答申の増産見込數量は茲に再検討の必要を見るに至つたのである。

云ふ迄もなく、戦時體制下に於ける石炭の需要と供給は必然的に相剋する傾向を呈する。戦局が漸久擴大すれば人的にも物的にも石炭の増産を困難ならしめ事態が擦出するのは自然の數である。乍併、現下の計畫經濟に於ては如何にそれが戦時状態に在るにせよ、石炭需給の相剋性を成り行きの儘に放任する事は許されぬのであつて、政府に於て燃料局を商工省外局に設け、燃料局が石炭協議會を主催したのも、此の相剋性を出來得る限り調整して國家總動員の形態に移行せんと

する意味に外ならぬと信じる。

乍併、此の戦時體制に於て石炭増産計畫を確定せんとすれば、次の三條件を前提的に必要とするかと思はれる。

- 一、國家が年度別石炭増産計畫を確定し必要に應じ其増産を助成する事。
 - 二、國家は増産計畫遂行に必要な勞働力、機械及び資材の充足に關し適切なる方策を講じ軍需工業との摩擦の調整を計る事。
 - 三、港灣積込施設及び輸送特に鐵道輸送に關し送炭上遺憾なき對策を樹つる事。
- 以下簡單に各項に就いて申述べる。

四、國家の増産計畫決定

私は曩きに石炭鑛業聯合會が五箇年計畫の再検討を行ひつゝある事を申述べたが、我が聯合會始め内地鑛業者の努力の目標は飽く迄も現戦時體制下に於ける所要石炭の自給自足であらねばならぬと確信する。私が茲に内地炭の自給自足と云ふのは偏狹なる内地炭擁護の立場から云ふのではなく、眼前に迫る五箇年計畫に於ては滿洲炭も北支炭もこれを内地供給の内に見込む事は無理であると思惟するが故に、己むなく内地炭の自給自足を供給の本旨となす可しと云ふのである。

扱、内地炭坑が自給自足の努力の目標とすべき需要高は誰が決定す可きかと云ふと、戦時體制に於ては、國家を措いて外にある可き筈がない。戦時體制下に於て國家は最大なる需要者であり、需要の指導者である。更に現政府の決定せる經濟三原則である生産力の擴充、國家收支の均衡維持、物資需給の適合のどれを觀ても、悉くが直接間接に石炭消費を支配する重要條件であり、而して此の三原則の運用が一に政府に存する以上、石炭増産の目標は國家の決定を俟たねばならぬのである。勿論此の場合に於ても昭和石炭會社の全國に亘る調査機關は重要なる役目を勤めるには相違ないが、國防經濟

下に於ける石炭増産計畫の最後の決定者は國家より他にない筈である。

斯くして國家が増産計畫を決定して初めて内地炭の受持つ可き數量が決定される。それが我等の努力の目標であるが、これは獨り當業者の努力の目標たるのみならず、國家も等しく努力を傾注す可きものである、即ち官民一致の協力によつて増産計畫の遂行を期す可きで、此の場合増産に對する國家の助成が考へられる。

石炭増産に對する國家の間接的助成は既に人造石油製造事業法並に帝國燃料興業株式會社法によつて例示されてゐる。今其内容を摘記すれば、

- 一、人造石油製造會社に對しては一定期間所得税、營業收益税及或種の地方税を免除し且つ事業用器具、機械、材料類に付輸入税を免除する。
- 二、人造石油の製産費高に基因する損失を補填する爲め人造石油會社製造の人造石油に對し獎勵金を交付する。
- 三、人造石油製造會社の資金調達を容易ならしむるため資本の増加及社債の募集に關し特例を認む。
- 四、帝國燃料興業株式會社に對しては上述の課税の免除、資本の増加及社債の募集に對する特例の外に、民間出資に對する利益配當を確保する爲め、本會社の配當し得べき利益金額が民間出資に對し一定の割合に達する迄一定期間政府は其不足額を補給する。

五、勞働力の充足

勞働力の充足に就いては本會は支那事變發生前より不遑憂慮した。五箇年計畫を商工省に答申するに際しても、計畫遂行を完全にする爲めには最小限度として本會所屬炭坑の毎年度増員

技術者 約一、一〇〇名 事務員 約六〇〇名 鑛夫 約二、〇〇〇名

を必要とする旨を掲げ、當時既に補充に苦しむ實情なりしを以て今後五箇年に亘る人的設備の充足は技術員の養成、鑛夫の補充共に多大の不安を感じるが故に、政府は他の産業に優先して至急對策を講ぜられ度き旨を具申したのであつた。これは決して當業者の過のよい希望ではなく、地上工業の振興は重大なる脅威を地下勞務の上に及ぼす可きを豫期したからなのである。

由來、石炭鑛業の如き地下作業は地上作業に比して特に規律と訓練とが尊重される。従つて作業の中堅層は主として在郷軍人によつて組成され、此の層が思想的にも全鑛夫を支配するのを多くの例としてゐる。今回の支那事變に際して炭鑛より多くの名譽ある出征者を送り出した事は炭業者の光榮とする處であるが、これが爲めに蒙つた作業上の打撃は恐らく他産業に其の類例を見ざる處と信ずる。

然るに應召に因る減員の補充に當つて炭鑛業者は地上軍需工業の工員大募集の爲めに非常なる壓迫を蒙つたと同時に、政府の軍需勞務充足方策の爲めに殆んど新募不能の苦境に陥つたのである。此の充足方策が軍需工業動員の見地から軍需工場勞務者を優先的に急募する爲めの必要に基くものなるは勿論、我等と雖も重々承知するものであるが、軍需勞務優先方針が北九州の如き炭坑地方にも限なく徹底し「行け！軍需工場へ」の壯烈なるポスターが炭坑町に迄貼られて、鑛夫の轉職が頻々として起つたに至つては暫し呆然たるものがあつた。乍併我等は固より充足方策の内容細目に就いて窺知する事を許されないのである。唯、鑛山勞務者を除外せる充足方策に對し觀念的に疑問を懷き、當局に對し「戦時に於ける石炭の重要性を訴へ、軍需勞務と鑛山勞務との募集上の同一扱ひ」を陳情し併せて應急策として半島勞働者の團體移入及び保護鑛夫の入坑許可を懇請したのであつた。半島人移入及保護鑛夫入坑の問題は内外の事情より見て、其の達成の頗る難事なるを我等は熟知するも、猶且つこの陳情を敢てしたものは、現在及將來に亘る新募困難を見透し、減産に因る重大事態の發生を只管に怖れたからである。

然らば本會所屬炭坑に於ける補充困難の實情如何と云ふに、昨年七月に開始され、爾後連月に亘つた應召に因る鑛夫の缺員は十月末に於て辛くもその六割を補充し得たに過ぎない。應召減員の補充すら猶四割を不足してゐる。況んや増産に備ふる増員の不能なるをやである。此の數字は推して以て全國炭坑の實情と觀て大差ないのである。乍併、戰時に於ける石炭の重要性を充分に認識され居る政府當局は必ずや鑛山勞務者充足に就いても我等の陳情を容れて適宜の對策を講ぜらるゝ事と確信して居る。開くが如くんば政府は近く職業紹介の國營を期し勞力國家統制の實行に入らんとするといふ事である。勞力國家統制の曉に於て餘剩勞力の産業別調整と就業指導とは云ふ迄もなく國家の任であるが故に、私共は國家の行はんとする勞力統制の趣旨に順應して勞力の充足に努め、一方、炭坑勞働條件の向上に留意して、飽く迄も非常時に於ける炭坑業者としての責務を完ふせん事を期して居る。

六、機械及資材の充足

機械及資材の充足が生産擴充、増産計畫に必須條件なるは云ふ迄もない處である。曩きに本會が五箇年計畫を答申するに際しては「國産品外國品共に調達甚だ困難なる現状にしてこの傾向は今後益々加重するものと思惟せらるゝに付き當局の御援助を仰ぐ事態を生ずるやも計られず」と豫め希望を具申せるものゝ、現況の如き緊迫せる事情に當面せんとは豫想しなかつたのであつた。

現在に於ては一二流機械製作會社は軍需以外の註文の引受けを憚せず、假令これを引受くるも著しく納期を延長せんとする實情に在る。斯の故に小型機械器具は漸次三流以下の製作者に發註の已むなきに至り、自然納期の如きは不確實となり、一起業に對し計畫的の施工進行を策することが益々困難となつて來た。又各種原材料の品薄若くは拂底の爲め工事の進行を遅延する事も甚だ屢々である。一言にして盡せば現在に於ける炭礦機械の補給新調は半身不隨の痲又は痲痺状態に

陥つたのである。而も猶炭礦業者は出來得る限りの調達に努めて所期の出炭を果さんとしてゐるのであるが、事は目前焦眉の急よりも寧ろ重きは將來の問題である。國防經濟が欲する機械資材の大増産、其の大増産の原動力たる石炭の増産に必要な機械資材の調達と云ふ循環方程式は近く適順なる解決を俟たねばならぬ算式である。

七、港灣及び輸送設備の充足

我國石炭産出の大宗たる筑豊地方に於ては昭和十二年度以降十六年度迄に、毎年平均約百四五十萬噸の送炭が遞増する豫想であり、この増送石炭を運搬するためには十五萬噸車は毎年平均約二千餘輛不足することゝなる。又北海道に於ては同様五箇年間に約八百五十萬噸見當の送炭増加を見る豫定で、その爲めに約一千二百餘輛の三十噸積石炭専用車と若干の小型貨車の増備を要し、其他常磐、肥筑地方に於ても貨車の増備は石炭増産計畫に必然的に伴ふ重大事項として何れも其解決は焦眉の急に迫られて居るのである。

又貨車の増配と同時に之に伴ふ線路及港灣施設の改善擴張並びに輸送船舶の充足が當然緊急の問題となるのであつて、炭礦業者としては國家の綜合的計畫の實行により石炭配給上に於ける上述の如き懸念が一日も早く解消され、一意増産に没頭することの出來るやう念願して已まぬものである。

(完)



鑛夫の雇傭勞役に關する講演(十)

前福岡鑛山監督局鑛務監督官補 坂本行敬

以上は福岡鑛山監督局で制定致しました、雇傭勞役規則の様式であります。皆さんの炭鑛の雇傭勞役規則も、元々此の様式に準じて作成せられたものでありますから、格段の相違はないと存じます。私は各鑛山に於て本規則が、如何に實施せられつゝあるか、其の状況を視察し平素指導の任に當つて居るのであります。其の實施状況は漸次改善せられつゝあることは認め得るのであります。また、遺憾の點が多いのであります。以下逐條的に私の感じた點を御注意申上げ度いと存じます。

第一條 鑛夫業務ノ種類

第一條の規定については格段のことではありませんが、自己の鑛山に於て使用して居る鑛夫の業務名と本條規定の業務とが相違して居るのが、往々見受けらるゝのであります。之れは本條に規定した業務名と一致せしむることが統計等を採るとき都合がよければかりでなく業務名統制上一致せしむる必要があると存じます。

第二章 雇入ノ手續

第二條 條文省略様式参照以下各條同斷

イ、鑛山に於ては鑛夫を雇傭した場合は、御承知の通り鑛夫名簿を作成し鑛業事務所に備置かねばなりません。此の名簿作成が遅れ勝になり又は未作成のものが相當あるのであります。之れは雇傭の申込があり志願の手續を爲す

場合に、鑛夫名簿に記載すべき事項は、鑛夫から聴取する際、直様鑛夫名簿に記載し、後日戸籍謄本徴收の上、之と照合し、誤謬の點あらば訂正し、鑛夫名簿に「戸籍謄本照合済」の印を押捺することが必要であります。尙鑛夫名簿作成上に付て注意すべき點を申上げませう。

鑛夫名簿には曩に鑛夫勞役扶助規則第三條の説明に於て申述べました如く、一ヨリ八迄の八項目を記載するのであります。私共が實際調査して見ますと生年月日や業務名又は雇入年月日等の記載がないものが多い、特に十六歳未滿なる鑛夫を雇傭したる場合に「尋常小學校の教科を終了したる者に在つては其の修了したる尋常小學校名及修了年月、尋常小學校の教科を修了せざる者に在つては其の旨」を記載することになつて居るのであります。此の記載のないものが相當多い、之れは工業勞働者最低年齢法第三條の規定と相關聯して居りまして鑛夫名簿に此の記載がないと、自然工業最低年齢法違反となるのであります。特に注意を要します。従つて鑛夫名簿に記載すべき事項は洩なく記載すべきであります。

ロ、鑛夫の戸籍謄本又は抄本の徴收が確實に實行せられ居ないものがある、之れは雇入の際携帯せざる場合は鑛山から徴收の手續をして之を徴收し、鑛夫名簿と照合の上鑛夫名簿と戸籍謄本とに合番號を附し他日本人の戸籍謄本を見出すに容易ならしむる様整理し置くことは事務取扱上必要と存じます。

ハ、雇入の際の鑛夫の身体検査を爲さる鑛山が今尙相當多いのであります。之れを實行しない原因に付ても種々あります。大体餘り首肯すべき理由はない様です。此の身体検査を爲す目的は、申す迄もなく、曩に鑛夫勞役扶助規則の説明を致しました際、申述ました同規則第十四條に該當する病氣の有無を検査することが第一でありまして其の他眼球震盪症の有無、又は身体障害の既往症があつた場合に其の障害の程度を豫め明確にして置くことが最も大切なことであるからであります。之れは醫師の診断料の費用や手續上の面倒など論すべきでないと思存するので

あります、此の身体検査を實行しない結果として、後日に到り幾多の面倒な問題を惹起したる實例は多々あるのであります、少くとも、鑛業經營者たる者は之れに使用する者について其の人が鑛山労働に適するや殊に如何なる業務に適するや否やを充分検査して採用しなければ、往々經營上失敗することがあるのであります、是れ等の點を充分考へ是非身体検査を實行せられ度いのであります。

ニ、鑛夫の雇傭が決定すれば、通常各鑛山では誓約書を徴收して居られるのであります、最近では誓約書の内容も餘程改善せられました、尙若干の鑛山では許可を受けた誓約書の様式に従はず、其鑛山に都合のよい事項を羅列致しまして、仲には相手方の人格を無視するが如き事項を、記載せしめて居るものもあります、然しながら斯くの如く事項を誓約書に記載せしめても、實際上の効果は何等認められないのであります、時代の變化をよく認識して必ず許可を受けた誓約書を使用せられ度いのであります、尙此の誓約書は必ず徴收せねばならぬ譯ではないのでありますから、之を徴收せなくても一向に差支ないであります。

第三條

鑛夫雇入後三十日以内を、試の雇傭期間として設け得ることになつて居りますが、茲に言ふ「試の雇傭」と云ふのは雇ふか雇はないか試に使つて見ると云ふ意味ではないのであります、此の意味は、既に雇入れた鑛夫について、其の人物、技術、經歷、賃金等につき、取調を爲す期間でありまして、今少しく詳しく申しますならば、本人の履歷書には「何年何月何工業學校を卒業、何年何月より何年何月まで何某會社に奉職し何係長を務めた」とある場合に果して其履歷に相違なきや又は如何なる技術あるや或は賃金は何程に定むるを適當とするや、等を調査を爲す期間であると御承知願ひ度いのであります、従つて健康保險法施行令第九條の規定に依り臨時に使用せらるゝ者の内同條第一號乃至第四號に該當するものゝ外は、試の雇傭期間を定めた場合に於ても、雇傭の日から健康保險法の被保險者となる次第であり

まして、前に述べた試の雇傭の意味の誤解によりまして、健康保險法の被保險者の資格取得手續を爲さざる向もありませんが夫れは誤りでありますから、取扱上充分注意せられ度いのであります。

(未完)

寸 行 智 識

- 一、飛行機の壽命は木製は三年乃至五年全金屬製は十年位發動機の命數は三百時間獨逸製の優良品では千時間位
- 一、鐵道の兩端なる台灣南部の溪州から樺太北部の南新聞まで行程四、九四五軒この三等汽車汽船共で五十八圓三十四錢
- 一、ス、フ混用規刻の實施により我國の綿も製品には必ず一割乃至五割のステープル、ファイバーが混紡織さる
- 一、世界の鐵の採掘は十年毎に十五割の比例で此のまゝ進むと地上より鐵鑛の盡きるのは百年を出まいと豫想されてゐる
- 一、小さな發明でも莫大な収入になる米國では鉛筆にゴムをつける發明で毎年拾萬弗の權利金を得る人がある
- 一、丸ビルの家屋税は年額拾七萬圓優に小都會の家屋税金額に匹敵する
- 一、日露戰役では日本は百五萬發、歐洲大戰では獨逸は五億發の砲彈を撃つた之と同一スケールの長期戰には日本が五百億を要する
- 一、ビール一箱(四十八本入)の生産コストは七圓十八錢乃至七圓六拾八錢で一本當り拾五、六錢である
- 一、封鎖炭田とは政府が國防的見地から特に樺太の其所有にかゝる一部の開發を禁じてゐるもので埋藏量は約九億五千萬噸である
- 一、專賣局で煙草製造に用ひられる鉛箔の量は一ヶ年三千噸に達する
- 一、金資金とは海外拂充當の爲金賣買を行ふ特別會計基金で公債、興業債券にも運用するが其狀況は外部に發表しない

本會記事

重役會並に理事會

三月五日午前十時より本社會議室に於て重役會並に理事會開會。野上社長、武内專務、末吉、中島、山本、三崎各取締役、北代、木曾、有吉、西本、木原各理事出席左記議案を審議す。

議案

- 一、昭和十三年度石炭需給決定ノ件
 - 一、昭和十三年四月以降ノ炭價ニ對スル昭和石炭會社ノ情勢報告ノ件
 - 一、互助會石炭會社昭和十三年四月以降炭價協定ノ件
 - 一、昭和十三年度省納炭契約ニ關スル件
 - 一、其他重要事項
- 右五議案につき慎重審議午後四時散會す。

貨車配給貯炭一掃のため

門鐵梅田書記炭坑視察

最近石炭輸送貨車の配給面白からず需要は増大の一途を辿りつゝ、ありながら送炭の實績あがらず山元には貯炭の山をなす状態なれば之を一掃するため本會より係員は屢々門鐵局に交渉しつゝ、あつたがその實狀調査の爲め三月六日、七日の兩日本會の安西、須藤兩係員の案内にて門鐵鐵道局貨物課の梅田書記を同道して岩崎、大隈、高谷、末吉、眞岡、新平和、新山野、漆生の八坑を視察した。

本社と炭礦の事務打合せのため

地方部會 結成す

今回本社と所屬炭坑との事務打合せのため部會を結成し事務上の連絡を一層緊密にすることとなり其の第一回地方部

會を左記日割によつて開催した。

一、地方部會

○田川地方部會 三月十四日(月)

後藤寺蛭通り早麻崎藏氏方

糸飛炭坑、高辻炭坑、久野炭坑、辻本炭坑、古館炭坑、豊州炭坑、位登炭坑、田中新庄炭坑、新平和炭坑、新田川炭坑、木原炭坑、成谷炭坑、眞岡炭坑、平床炭坑、上添田炭坑

○上嘉穂地方部會 三月十五日(火)

上山田猪ノ鼻炭坑クラブ

昭嘉炭坑、日吉炭坑、漆生炭坑、猪ノ鼻炭坑、大和炭坑、山田炭坑、三上(大定)炭坑、木城炭坑、上山炭坑、笹尾炭坑、高倉炭坑、榎井炭坑

○飯塚地方部會 三月十六日(水)

飯塚商工會議所

幸袋炭坑、加茂目尾炭坑、佐興炭坑、庄司炭坑、相田炭坑、鎮西炭坑、筑前炭坑、新山野炭坑、第一山野炭坑

○遠賀地方部會 三月十七日(木)

中間町田代旅館

高松一、二坑、岩崎炭坑、大隈炭坑、金丸高谷炭坑、末吉炭坑、新木屋瀬炭坑、筑鐵高江炭坑、新高江炭坑、山浦炭坑、新平炭坑、埴生炭坑、新山部炭坑

○西川地方部會 三月十八日(金)

遠賀川驛前大成旅館

海老津炭坑、西川一、二坑、新目尾炭坑、吉田炭坑、神田炭坑、白山炭坑、森中炭坑、江藤炭坑、別府炭坑



本會新入會員紹介

入會月日	炭鑛名	所在地	鑛業權者又ハ代理人
昭和十三年一月廿六日	生田炭鑛	山口縣厚狹郡生田村	野上鑛業株式會社
昭和十三年三月一日	朝町炭鑛	宗像郡南郷村朝町	朝町炭鑛株式會社
昭和十三年三月一日	久野炭鑛	田川郡伊田町夏吉	久野保
昭和十三年三月一日	別府炭鑛	遠賀郡遠賀村	原田清吉

互豆 助知 會識

ブラジルの資源

ブラジルと云へばコーヒーを想ひ出す程ブラジルとコーヒーの關係は深い。
ブラジルを地勢的に見た場合、南アメリカの東部にあつて其の約半分を占める大きな國である。東方は北から南迄大西洋に臨み、西と南はペルー、ボリヴィヤ、パラグワイ、アルゼンチン、ウルグアイ等に接し、又北方はギアナ、ヴェネズエラ、コロンビアの諸國と境してゐる。
ブラジルの産業は農業を主とし、棉花、コーヒー、煙草、玉蜀黍等が其の主なるものである。特に有名なコーヒーは生

産額約二千五百萬俵から約三千萬俵と實に全世界産額の九割近くを占めてゐる。又棉花は二十六萬噸の年産を持ち、牧畜も牛羊を主として盛んに行はれてゐる。唯鑛産資源は鐵、マンガン、ダイヤモンドその他の寶石等の産出を見る外は、石炭、石油その他の鑛物類は貧弱である。
併し大體に於て物資の豊富な國といふことが出来る工業は近代的工業としては紡績業が盛んな外は特に記すほどのものはないやうである。
交通は國內に約三萬三千軒の鐵道がある外、アマゾンその他の河川によつて水運の便もある爲め交通の便はそんなに悪くはない。

参 考

坑内衛生及負傷者救護に就て (上)

鑛山の事業は危険の供ふ事甚だしく、業務上の死傷者(公傷)が毎年従業者の約七割に達する。然るに之等災害死傷者を除いた患者、所謂死傷病は更に夥しく多數で、毎年従業者の十一割に達してゐる。然も公傷者も死傷病者も石炭坑が最も多く、石炭坑の従業者は一年間に平坊一、三四病氣にかゝつてゐる。之等患者病氣の種類は、消化器病と負傷(公傷を含まず)が最も多く、何れも總數の約二割、呼吸病が一割七分其他皮膚病が六分位である。かように病人は多いけれ共、鑛山従業者、殊に石炭坑夫諸君の体格は優秀で、一般社會の人に比べて決して不良な体格の持主ではない。即ち徴兵検査の成績に就いて見れば、甲種合格者の割合は農業者に次いで多數を示してゐる。又作業の性質

上、体格、性質の悪いものには、勤績は困難である。尙従業者は殆んど悉く、青年乃至壯年期の者ばかりである。かように体格も概して優良であり、最も元氣な年齢であり乍ら、病人の多い事は甚だ不思議な現象と言はねばからぬ。之は如何に説明出来るか？主な原因として鑛山の事業、特に坑内作業は衛生上良好でないのは否定するを得ない。然し十年、廿年と勤績しても何等支障を認めぬ人も少くないので、原因を夫のみに歸する事は出来ない。然らば鑛山従業者が甚だしく不衛生であるかと言ふに、全部が不衛生と言へない迄も、多少注意が足りない點がありと考へられる。そこで事業が多少共衛生上不良である事に就ては、平素の誕生と注意が肝要である。暗い狭い坑内で災害の起り易

い事は唯れにも考へられる様に、生物に無限の恩澤を與ふる太陽の光りの至らぬ地下數百、千尺の坑内作業が、健康上面白からぬ事は當然の事である。實際地表と地下とを比較すれば、病人の出来る割合は坑内に著しく多數である。坑内作業の健康に不良だと認めらるゝ点は大体左の五つである。

- 一、日光の恩澤に潤ひ得ざる事
- 二、坑内の空氣が汚れ勝である事
- 三、坑内は概して温度及湿度の高い事
- 四、仕事は相當過激であり且仕事に不便なる事
- 五、仕事場が暗い故不潔に流れ易い事

坑外作業に就ても同様に健康上有害な條件を數へ得るけれども、石炭坑では特に數へ擧げる程のものは余りない様である。又以上數へた不良條件も、平素の注意と衛生の仕方によつて之に負けない様にする事も出来ると思ふ。

一、日光の恩澤

日光は太陽の光である。太陽の輝く世の中は光明に溢れ植物も動物も總べてのものは喜々として生育する。萬物に

生氣を與へ活動の力を起さしめるは日光の恩惠である。暗

黒を好む者は罪惡のみである。又有害な微菌の繁殖するの日光の届かぬ現場のみである。薬だけでは殆んど治らぬ肺病すら、日光浴を上手にやれば根治する。日光は健康の源である。狭い坑道で地下深く掘り進む坑内に日光を送る

對に出来ない。此の日光の恩惠から遮斷されてゐる事は坑内作業の健康を害する第一の缺點である。然し短時日光に浴せぬからと言ふて直ちに病氣に罹る譯のものではないから、平素の心掛次第で充分此の缺點を補ひ得ると信ずる。即ち常時日の出前から入坑する一番方ばかりで作業するのではないのだから、二の方、三の方などで晝間坑内に行かぬ時又は、公休日等勤めて日光に親しむ事が必要である。

二、坑内空氣の衛生

空氣は日光と共に自然が人間に與へた絶對の營養品である。空氣の無い處では人間は直ちに死亡する。榮養品としての空氣は新鮮でなければならぬ。有害なガスや粉塵を混

してはならぬ。然るに坑内の空氣は屢々ガスや粉塵で汚される。空氣の汚れは、其の程度が甚だしければ直ちに窒息したり中毒を起し等する。又夫れ程でなく共、不良な空氣は次第に健康を害するものである。即ち全身の働きを鈍らせて胃腸も弱くなり、疲勞し易くなる。従つて病氣にも罹り易くなる。然るに坑内では、空氣は一方の坑口から這入り、他方の坑口から排除される丈であるのに、途中の坑道や切端では人間や馬等の呼吸、坑木の腐敗、礦物の酸化、燈火の燃焼、發破の煙等の爲に多量の有害な瓦斯を出す許りでなく、同時に人間に一番大切な酸素を減少する。然も炭層の間から屢々炭酸ガスや爆發ガス等が噴出する故、如何程坑内の通氣をよくしても、坑外よりも良くはならず常に多少共坑外よりは不良である。夫故鑛業警察規則にも坑内には坑内衛生上有害ならぬ様充分の空氣を通ずる事を鑛業權者に命じてある。坑内空氣を汚す有害瓦斯は主として炭酸ガス、一酸化炭素、亞硫酸ガス、硫化水素、硝酸氣等であるが、殊に一酸化炭素は危険である。ガス炭塵の爆發や坑内火災等と多量の二酸化炭素と炭酸ガスを生

ずる。爆發の跡ガスや、火防作業の時に死亡するのは、悉く此の有害ガスの中毒である。即ち此の様な危急作業の時には是非救命器着用の必要がある。火防作業の時でも少く共、ガスマスクを使用せねば危険である。又切端の通氣の悪い所では屢々安全燈もアセチレン燈も火持が悪くなり、仕事をすることも呼吸が苦しくなり、頭痛、眩暈、疲勞等を覺えて来る。之は酸素の不足と炭酸ガスの爲である。カンテラの燃え方が悪くなつて煤煙を出す時には、屢々一酸化炭素をも發散してゐる。所謂(ケゲル)時其處の空氣は衛生上有害と考へて宜しい。通氣を良好にする事は、坑内作業の命網であるから、風廻りの不十分な切端はドンク改せねばならぬ。けれ共往々通氣扉が開き放しになつてゐる事があるのは遺憾である。通氣扉は深部の作業場への通氣の鍵である。其の設備が不用意に開放されると奥の方の従業者は咽喉を締められる様なものである。如何なる場合にも大切な扉を開け放し等せぬ様心掛けねばならぬ。

一 酸化炭素

不完全燃焼の際に發生する坑内爆發、坑内火災のみなら

す、燈火や發破の煙にも多少存在する。此のガスは毒性甚だしく僅か一萬分の三位で中毒症状を發し、百分の三あれ即ち死する。此のガスに中毒すれば顔面灼熱、悪心、嘔吐頭痛、眩暈等あり、呼吸は促進し、脈膊は微弱になり、卒倒し遂には死亡する。又時として慢性中毒の爲に貧血、頭痛、腦貧血、胃腸障害、不眠症其他精神症状を呈する事がある。豫防法としては危険區域に立入らぬ事が第一であるが、坑内爆發の救援作業や、火防作業等は萬止むを得ざる作業として、危険區域に進めねばならぬ、之等の場合に完全に防毒する唯一の方法は、酸素救命器の着用をなす事のみであるが、微量なればガスマスクに過酸化水素水若しくは過満飽和加里的如き過酸化物を使用すれば、一酸化炭素は比較的無害な炭酸ガスに化せられて、其毒性を除去し得べきもマスクとしては鼻口を掩ふのみでは尙不十分で陸軍式の防毒マスクの如く顔の全部を掩ふ程度でなければ皮膚とマスクとの間隙から毒ガスの竄入する危険があり効果も充分でないかも知れぬ。又火防作業時に於て同時に多量の炭酸ガス存在すれば、此の一酸化炭素を除去するガス

マスクを使用しても酸素の不足に因る障害を免れ得ぬ場合がある故、完全なる豫防法には酸素救命器を必要とする。中毒者の救急處置としては速かに新鮮空氣中に搬出して、人工呼吸及酸素吸入を施す。又アンモニアを嗅がしめ、或は冷湿タオルで胸部を打つ事も試みてよい事である。卒倒者の顔面の赤い事は一酸化炭素中毒を疑ふに充分であるからかような時に共同作業者は危害から危れる爲一層の注意を必要とする。酒を呑んだもの、宿醉者、過勞状態にあるものは一般に此のガスのみならず、炭酸ガス其他の有害ガスに對しても中毒し易いから、之等の救護作業に従事する場合は人選に充分の注意を必要とする。

炭 酸 瓦 斯

新鮮な空氣中にも常に極微量は存在するが、人畜の呼吸酸化燃焼、腐敗等に因つて多量に發生し、同時に空氣中の酸素を消耗する。此の瓦斯は空氣より重いので坑底に停滞する。従つて舊坑には多量に存在する。空氣中に百分の二以上含まれる事は有害である。此の様な場合には燈火（蠟

燭）は消える。アセチレン燈の消える時には炭酸ガス量は更に多く生命の危険がある。急に中毒すると呼吸困難、嘔氣、頭痛、痙攣等起しガスの量が多いと直ちに卒倒死亡する。又慢性中毒によつて貧血、頭痛、耳鳴、神經衰弱も起し又食欲も無くなる。豫防には通氣の改良が第一であるが危急作業等に當つてはガスマスクを必要とする。マスクには醋酸水、苛性加里水等有効である。中毒を起した際には直ちに新鮮空氣中に運び出し、衣服を緩め、場合によつて人工呼吸をなし、酸素吸入を併用する必要がある。

粉 塵

採掘作業には常に礦物岩石の粉塵を發散せしめる。石炭塵は割合無害であるけれ共、總べて粉塵は甚だ多量なれば有害である。殊に岩石塵（石英質）は少量でも呼吸氣を害し鑛肺を起す危険がある。豫防には鑛炭機其他に水を用ふる事、粉塵の多い處の作業には防塵マスクの使用を必要とする。

三、坑内温度の衛生

坑内は概して四季温度の高低が無く殆んど一樣であるが坑内が深くなればなる程温度は高くなる。殊に坑内で火災密閉箇所があつたり或は温泉の溢出等ある所では、華氏百度以上になる事も稀ではない。力業をなすに適當な温度は普通華氏七十度迄位であるのに、切端では八十度未滿の箇所は少い方である。九十度以上になると屢々熱中症を起す又温度の高い處で力業を続けると發汗の爲に全身の抵抗力を弱め又胃腸を悪くする。尙冬季等は坑内は盛夏に勝る高温度であるのに、坑口に近い入氣坑では凍る位の温度である。坑内の出入に際して激しい寒暑の變化がある爲に感冒に罹り易く、神經痛やロイマチスに冒され易い。之等の色々な病氣を豫防するには、不斷皮膚を鍛錬して置かねばならぬ。皮膚を丈夫にするのは清潔と太陽が第一で入浴、冷水摩擦、日光浴が最も有効である。又酒を呑んだ時、宿醉の時、睡眠不足の時、其他身体の疲れてゐる時屢々熱中症に罹つて卒倒したり痙攣を起したりする。坑内の温度を引き下げる爲には、通氣を良くする事が第一である。けれ共坑内の温度は高くなり勝である故、坑内に作業する人は是

非平素の養生を重んずる必要がある。坑内作業は酒を吞まねば元氣が出ないなどと唱へる人が多いけれども、大酒は常に病氣の原因であり、殊に色々なガスや高い温度で惱まされる坑内作業をなす人に對しては、健康の大敵である。

熱 中 症

高温度の場所で力業をなすと体内に熱がたまつて之が爲に先づ倦怠、不快感、無力感、眠氣を催し顔面悪く呼吸困難を起し遂に四肢の痙攣を起し卒倒する。之が爲に死ぬことはまれであるが、數週間病床につくことは少くない。之の原因は以前暑熱のみのためと言はれたが、近時は説が變つて高温度の坂、發汗が激しいので多量の水を飲む。汗には常に多量の塩を同時に分泌するため、体内の塩分が不足するによつて起る水の中毒だと信ぜられてゐる、従つて豫防止には坑内で用ひる飲料水に塩を加へると有効であると云ふ。(水一升につき塩一匁茶匙一杯を加ふ)然し平素養生を守ること、即ち酒を慎むこと、充分に安眠すること胃腸を害して下痢せぬことなどが最も大切である。救急法とし

ては涼しい入氣坑道に運び出して皮膚を摩擦し、頭部を水囊又は冷水でひやす。又意識が明瞭なれば冷水、葡萄酒等を與へるがよい。



石炭統制の根本問題

石炭の市價は事變に伴ふ輸送力減退を主因として年初來四割の騰貴を示して市民生活に多大の脅威を與へたが、輸送力の問題以外需要の過増に對して供給がこれに伴はず、内地炭山の採炭出炭が石炭鑛業聯合會の所期する如く行はず、朝鮮滿洲國からの移輸入炭供給も現地の需要増加で抄々しくなかつたところへ、支那事變で送炭難となり折柄需要最盛期に向つてゐたから前記の如き市價の暴騰を來したのである。この點から見れば炭價騰貴の遠因としてカルテルである鑛業聯合會の生産及價格に關する統制が不徹底であつたことは否めない。同時に商工省の監督も不十分で見ることとして根本に於ける需給關係の調整に努める事が今後の石炭政策として執るべき途であらう。

二 然らば今後の石炭政策の態様如何？政府の方針は現在の

自治的統制から法的統制に進むこととなつて、既に吉野商相は議會の答辯で輸出入品に關する臨時措置法に依りその需給と價格を統制し、更に場合に依つては増産命令を發動すべきことを言明してゐるし、小金鑛山局長も石炭増産促進について積極的態度に出づべきことを述べてゐる。これに依つて見れば永く自治統制下にあつた業界も愈々法的統制下に置かれること必定であり、統制が第一に増産促進に現れる事も明かだが、法的統制下に置いてまで政府が統制を強化する以上、根本策としては需給計畫を確立して内地炭山の採掘を確固たる基礎の上に置き、その増産に邁進させねばならない。然るに現状は政府にこの計畫がない。従つて將來の目標も立てずにならざる業者をせき立て、目前の増産を促すだけのことになるが、これでは業者は恐らく困惑を感じるであらう。その結果は當然所期の實効を得られないから勢ひ官僚的統制に走つて無理強ひとなるのである。これは獨り石炭に限らないが石炭は内地に資源がある

だけに一層かゝる危険が多い。なほ増産促進に關し炭坑労働者の制限に關し便法を講ずることになつてゐるが、實際に過剰なく運用されてゐるかどうか疑問がある。一方に増産を奨励し他方にこれを抑制するならば矛盾も甚だしい。

三

次に消費統制に關しては軍需工業への供給を確保して他の産業の消費を抑制する方針に出づるであらうが、この方針は石炭の場合實行容易でない。既に現在でも石炭の消費は重工業化學工業が最も多い。その他は或は船舶、鐵道の如き運輸業或は紡績、窯業、電氣業の如き重要産業であるから、かゝる方面の消費を節約すれば運輸に差支を生じ産業を沈滞せしめ、またその悪影響を出さぬ程度の節約ならば大なる實効を擧げられまい。一方國民生活各家庭の消費節約も要望されようがその絶對量が少いから大なる節約量は得られない。勿論政府がこれを知らぬ筈はないから、要は出来るだけの節約を講ずる趣旨となるであらう。依つてその限りにおいて問題はないが、かやうに節約困難の場合政府が動もすれば執る手段は價格を騰貴せしめることであ

る。價格を騰貴させて自ら節約の實を擧げんとするのであるが、これも綿布毛織物の如き場合はある程度適切な方策であるかも知れない。併し石炭については全く事情が異なるから價格を騰貴させれば各種産業に亘つて直接生産費を増嵩せしめ、加ふるに都會生活者に深刻な脅威を與へるので全く百害あつて一利なきに等しい。かやうにして凡ての點で消費節約の余地が乏しい以上、石炭政策は何よりも確實な基礎に立つ増産計畫の確立とその實行に重點があるのだから政府がこの點を措いて徒らに配給消費に小細工を弄することは嚴に戒むべきである。

(中外商業)



半島人労働者の移入を斷行せよ

十三年度に於ける石炭需要推定高は遂に五千一百万噸に達した。文字通り未曾有の額である。而も十六年度には八千二百万噸が豫想されてゐるこれとても國際情勢の變化如何によつては、なほ十分なりとはなし得ないかも知れぬ。石炭業界の業務實に重大なるものがある。

この停止することを知らぬ需要増加に對し供給は依然として跋行的追隨を辛うじてなし得るに過ぎない。増産困難の各種原因中勞働力不足はその尤もなるものをなしてゐること周知の如くである。これが對策としては多くの方法が取られ來つた。昨年十一月一日には一日十二時間までの時間延長が許可せられ、福岡鑛山監督局管内のみにも百三十炭山が許可を得てゐる、更に先月中には懸案の保護鑛夫坑内就業許可が實現し、今月中旬より二千五百名内外に及ぶ婦人少年労働者が西日本の中小炭山に新しく登場せんとしつゝある。

其の他職業紹介所機能の強化、移動防止對策等がとられつゝあるに不拘増大する供給増加の要望の前に勞働力不足は殆んど緩和らしきものゝ兆候すら示してゐない。今やこの問題は何等かの英斷的處置がなされざる限り完全に行詰まりの状態に置かれて了つた勿論我國産業界に於ける一般の勞働力不足の中にあつても特に石炭鑛業のそれが顯著な現象を呈してゐることには、この部門に於ける勞働條件一般の相對的、絶對的低劣が最大原因をなしてゐるが故にこの點に觸れることなしに根本的解決を求むることは一個の妄想に過ぎぬであらう。解決の主流が常にこの方向に導かれねばならぬことは勿論である。さりながらそれは言ふべくして急速になし得ない。この現實を我々は承認せねばならぬ。また勞働登録制度を伴ふ強制的需給對策も直に現實化することは困難である。

こゝに比較的容易にして効果大なるべき方法が、求め得らるゝ。半島労働者の大量的、計畫的移入である。現在福岡、岡山監督局管内に就いてのみ見るも半島労働者は約六千三百人に達し、貝島、麻生、古河等の大手筋は勿論、互助會系の中小炭山に使用し、豫想以上の優秀なる成績を挙げ最初考へられたる内地人労働者との融和困難も全く杞憂にすぎなかつた事が證明せられつゝある。従來この移入は勞働力不足が問題となるや直に關係業者によつてその對策の一つとして取り上げられたのであつたが、内務省及朝鮮總督府の反對によつて實現を見なかつたのである。

◇ ◇

その理由とする所は、大量の移入は各種の社會問題發生の因をなすおそれあり、また朝鮮自身の産業開發に勞働力を必要とするといふにあつた。然るに前者に就いては九州地方に於ける前記の事實が全くその根據なきことを實證し居り且つ、最近決定を見たる朝鮮志願兵制度、内鮮人共學制度に現はれてゐる政府の對朝鮮一般方針と明らかに矛盾するものであり、後者に至つては尙決して朝鮮産業開發は

半島の全勞働力を吸収し得る程度に發達しつゝあるものではない。事變以來の頻々たる半島労働者密航事件はその端的な證明であり、相當數の餘剩勞働力の存在を物語つてゐるのだ。

◇ ◇

いづれにするも現在にあつては半島人労働者の移入を法的に禁止しなければならぬ根據がない。寧ろ反對に、その計畫的移入をこそ斷行すべきだ。そのことは直に石炭山に於ける勞働力不足を補ひ増産計畫の障害を打破する一有力手段となるのみならず、内鮮が眞に一體化する前提條件でも作り出すものである。政府當局の一大英斷を望むこと切である。

(日本鑛業新聞社説)



十日會荷役懇談會概況

若松驛と石炭商店側との石炭荷役懇談機關たる十日會は去る二月二十一日若松商工會議所會議室に於て開催されたがその概況は左の如くである。

時場所 昭和十三年二月二十一日

於若松商工會議所

幹事 住友、貝島、三菱

出席者 三十二名

若松驛 田中驛長 竹崎車号主任 三原運轉係 長江氏

新見氏 阿部氏 重枝氏

機橋工事掛 藤本主任

炭商組合 安座上氏

商店 ホイスト 三井(竹川氏) 住友(波多野、田上兩氏)

中部甲 明鑛(高原氏) 麻生(笹部吉塚兩氏)

古河(谷口氏) 山下(赤澤氏)

中部乙 三菱(城戸、山村兩氏) 貝島(佐藤氏)

議事

◎驛長挨拶

當驛責務の重點は謂ふまでもなく石炭荷捌の完成に在る。驛長として、荷主各位の御協力を得てあらゆる努力を拂ひ、荷役力向上を圖る心算なるが、本年に入りては、天候不良の事多く殊に過ぐる四五日間の如き、西風吹き荒み、荷役も屢々中斷し發送止を繰返へた状態にて、實績意の如くにならざりしは、同様、遺憾に堪へざるころなり。又差當り昨日より實施の防空訓練對策としては、極力晝間荷役の迅速を圖り、夜間の荷役力の低下を補充することに努むべく、驛側各係員に夫々手配を命じ置きたる次第なり。

本日はこれより商店側併に當方側より提出の案件に、

日産 田島、福田、米谷三氏

西部 組合(山田氏) 互助會(鍋島氏) 池田

(池田氏) 合同石炭(重谷氏) 久恒

藤井氏) 太田(丸本氏) 中平(龍野

氏) 海老津(馬屋原) 昭和(横山氏)

採審議を進め度思ふ。

◎商店側提案

(一) 棧橋二番線照明の件

棧橋の夜間に於ける荷役能率増進に資するため炭積機がホツパ
上の兩側に相當強力なる電燈各一個及ホツパーの底部に小型電
燈一個の設備を至急實現願度

三原氏

棧橋二番線附近の照明方法に就ては、色々研究を重ね
れたる結果、結局、炭積機の運轉手臺の上部ト
の
通り居る部分に、一号機は西側、二号機は東側斜下
向に夫々五百燭光の電燈を設備することに決定し居
り、目下驛としては、局に對し、其早速設置方を要
望し居る。然るに本日の御提案にては從來御要求の
分の外に、機械の南向に更に一個宛増設を要求せ
られ居るやうなるが、兎に角、局に其旨は通すべき
も、此の増設申出の爲め、決定済の点燈が後れるこ
とになるやうの模様ならば、寧ろ今決定の分の完成
後、其成績を見たる上にて、更めて要求されるを可
とせずやと思ふ。

商店側

驛に可然御取計願ふ。

(二) キャブスタンの形に関する件

現在キャブスタンローターの形には三種あるやうなるが、形
により牽引力並に危険率に差異あるやうに思ふ。此点に關し研
究を要する点なきや

三原氏

中部甲磨の一キャブスタンにて過般怪我人出來たる
爲めの御懸念を察するところ、新設コンクリート機
橋に設備すべきものと同型のもが目下ホイストに
設置しあり。之は從來通り十馬力機なるが、相當の
牽引力あり、又危険の懼もなく、至極好評を博しつ
ゝあり。

三井

使用上、工合良好なり。

◎驛側提案

(一) 棧橋仲仕服裝を輕便なるものに一定せられ

度

棧橋上の作業は危険多きにつき、仕事服に法被が不向なるは、
周知の通りにて、之を輕便なる服裝に改める必要を痛感するこ
ころ、洋服は最も工合よきようなり。通運會社は凡て洋服に改
めたるが、爲めに、能率の向上並に事故の減少に關し實績を舉
げつゝあり、御研究を依頼する。

商店側

よく具体的の研究を重ね、實現の爲め努力すべし。

(二) キャブスタン取扱者指定の件

キャブスタン取扱は、指定者以外の者は之を許さざることに致
居るところ、近來稍々放漫に流れ居る傾向あるにつき、嚴重勵
行有之度。又取扱指定者は、キャブスタン一個につき二名位と
し、其氏名を月末までに驛に届出でられ度。尙又指導者には
章を附けしむることとして如何と思ふ。

キャブスタン取扱の際は、監視者を附することにせられ度。

商店側

實現を計るべし。

(三) 棧橋仲仕には入場鑑札を下附することに致

度

棧橋仲仕は、局の規定による貨物取扱人とし、各人に鑑札を下
附し、棧橋には鑑札所持者以外一般人の濫りに立入ることを
禁ずること致度旨は、昨年七月の十日會に、驛側より提案し
商店側の御考慮を求め置きたるが、本件急速に實行致度。鑑札
下附願(正式には貨物取扱人入場許可願)は本人及本人の所屬
店主の連署なるを要するところ、所屬店主名は仲仕の所屬請負
人にて可なり。

参考 貨物取扱人構内入場取扱手續

第二條

前條ノ入場許可ヲ受ケントスルモノアルトキハ、

驛長バ其所屬貨主、運送店主等(以下單ニ使用者

ト稱ス)ナシテ様式第一號ノ貨取扱人構内入場許

可願ニ通及取扱人ニ對スル市町村長發行ノ身元證

書一通ヲ提出セシメ、審査ノ上差支ナシト認メタ

ルトキハ、許可願ニ入場許可ノ稟書ヲ爲シ、一通

ハ職印ヲ押捺シテ使用者ニ交付シ、他ノ一通ハ一

括綴込ノ上驛ニ保存スベシ。

指定運送取扱人所屬以外ノ取扱人、臨時人夫及一

時限ノ入場者ニ對シテハ、便宜ノ様式ニ依リ、其

都度願出セシメ、必要ノ有無其ノ他ヲ取調ベ承認

ヲ與フベシ。

貨物取扱人ニ對スル身元證明書記載事項ノ適否及

臨時人夫竝一時限入場者ニ對スル身元證明書ノ添

付方ハ、驛長ニ於テ適宜取捨スルコトヲ得。

商店側

仕事場に、必要の者以外の立入を禁するは望ましき
ことにつき仲仕側とも協議し、早急に實行出來るや
う努むべし。

(四) 西部荷役向上に就て一段の御努力願ひたし

鍋島氏

互助會としては本件に關し(イ)船舶ノ整理(ロ)

棧橋仲仕の勤務制度(ハ)仲仕の共同作業の三項に付、研究致居る。實情は理論通り簡單ならず、急速の解決は望まれざるべきも十分努力は致す心算なり。西部甲として、貨車陸卸能力に餘力あり。配給を増加され度。

三原氏 實情より見るに、陸卸として到着したる貨車が、到着後、相當數海岸線卸に變更されつゝあり。局に於ける二月の西部査定は、陸切七十九臺、船積二百三十二臺、合計三百一十一臺となり居るにつき精々御努力あつて、實績向上の爲邁進さるゝやう御願する

(五) 棧橋工事の進行と海面浚渫に就て

第一期の棧橋工事は二月末に完成、二十八日に線路の切替を行ふ。線路の切替を了れば、三月一日より第二期の棧橋工事に取掛る。一番線の棧橋は、西側より東側に向け順次に除去し、棧橋除去次第、鐵矢板 Stays を張る。第二期工事は四月末には完成する、と思ふ。
三月に入り、鐵矢板の Stays が、西側より順次に張られるれば、海面は同様、西側より順を追つて浚渫可能な状態となるにつき商店側に於ては三月十五日頃よりは急ぎ浚渫工事に取掛られ度。浚渫次第、直ちに漏斗を設置する。

商店側 浚渫の件に就ては、炭商組合に於て、鋭意研究計畫中なるが、詳細は追つて、更めて、御相談致度。

(六) 各店荷役場所變更に就て

前項の如くにして、海面の浚渫、漏斗の設置が進捗し、新設漏斗二個使用可能とならば、之に舊五番及六番漏斗を合せ四個を以て、東部を復活し、(四月一日頃より)荷卸を開始する心算なり。茲にまた、各店荷役場一部變更の必要を生ずるに至るに、今回は第三期工事に移るまで、一ヶ月かその短期日なるにつき各店の割當に就ては、鐵道に御委せ願度とも思ふが御意向如何。(鐵道試案省略)

最近三ヶ月(十一、十二、一月)の着炭噸數実績は左の通りなり、

日平均	月計	合計
241	22,212	315
51	4,693	380
23	2,134	
6	510	384
91	8,327	
120	11,009	287
119	10,999	
29	2,705	31
14	1,242	
7	648	206
192	17,646	
110	10,142	287
82	7,500	
31	2,824	206
206	19,021	

商店側

井友理 局 鐵生河下原 菱島化 邦部
三住經 局 明麻古嘉山石 三貝日 東西
荷役場割當變更は鐵道に御委せ可然かと思ふも、實に微妙の問題なるにつき、一應商店側にも考慮を許され度。

若松驛藤木棧橋に関する懇談會

日、場所 昭和十三年三月五日

於若松商工會議所會議室

主催者 門司鐵道局

十日會幹事 住友、貝島、三菱

出席者 五十名

局及運輸事務

井上改良課長、井手貨物課長、宮地技師、梅田氏、木谷氏、藤本氏、坂本氏、篠原氏

外八名

若松驛 田中驛長、江里口氏、竹崎氏、三原氏

若松工場 鷄尾氏

筑豊鐵業會 原田氏、柳木氏

石炭商組合 深田理事、安座上氏

昭和石炭 四方田支店長、横山氏

商店 (ホイスト) 三井(小幡氏、竹川氏) 住友

(波多野氏、田上氏)

議事抄録

一、宮島技師。開會の辭。

二、井上改良課長挨拶。

最近荷動き増大激甚なる折柄、荷主各位はとかく不足勝なる諸設備を以て、よく難局の切抜に盡瘁される点は誠に感謝に耐へず。當局としても設備の完成促進の爲めに

(中部甲) 明鏡(福田氏、高原氏) 嘉穂(安部氏) 麻生(笹部氏、木村氏)

吉塚氏) 古河(野田氏、谷口氏)

山下(赤澤氏) 石原(森氏)

(中部乙) 三菱(和田氏、城戸氏) 貝島(内田氏、佐藤氏) 日産(田島氏)

糸谷氏)

(西部) 西部組合(山田氏) 東邦(伊集院氏、村上氏)

は一層の努力を致す積に付、何分にも御協力を御願する何事によらず、凡て、鐵道と利用者との間に、考の喰違ひがあつてはならぬ。兩者十分なる意志の融合あれば實績は自ら向上するものと信ずる。一つの計畫を立つるに當つても、十分論議を練り置けば、例へば、局より上司へ上申する場合の如き主旨要領が民間よりの陳情に一致し居れば事は甚だ都合よく運ぶが如きである。若松驛に於ける荷役設備に於ても、棧橋工事工程の問題の外に、棧橋工事と配線工事とは何れを先にするが有利なるやの問題もある。之等に就ても、荷主各位と協力、研究を進め度と思ふ。

三、井手貨物課長挨拶。

石炭送出货量急角度の増大に對し、輸送能力は兎角不足勝で、各位の御期待に副ひ得ざるを遺憾至極に思ふ。十三年度は本省に於ても、重点を輸送能力増大の方面に置くことになりたるにつき、構内擴張、車輛増備等相當改善さるべきも、計畫の實現には、また種々困難を伴ふべく繁忙期まで、どの程度までに進むか憂ふべきものがある

最近の状態は誰もが豫め想像し得ざりしところのもので之が切抜には過去の經驗許りに頼らず、あらゆる努力によつて難局に對處する積りに付荷主各位に於ても十分御協力を惜まれざらんことを切望する。

四、棧橋其三工事の順序、工程並に工事中の棧橋荷役力に係る件。

宮地技師。(印刷物により詳細説明さるゝところありたるが、概要を摘記すれば左の如し)

- (1) 工事區間。現在の船積漏斗第五乃至第十番の範圍にて棧橋の延長約二百一十メートル。
- (2) 順序及工程

順	序	工	程
一	一番線ノ附近ヨリ二番線ヲ挿入シ、一番線ノ使用ヲ停止スル	着手	十三年三月下旬
二	一番線ノ使用ヲ再開シ、二番線ヲ使用ス	着手	四月下旬
三	二番線ノ使用ヲ再開シ、三番線ヲ使用ス	着手	五月下旬
四	三番線ノ使用ヲ再開シ、四番線ヲ使用ス	着手	六月下旬
五	四番線ノ使用ヲ再開シ、五番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
六	五番線ノ使用ヲ再開シ、六番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
七	六番線ノ使用ヲ再開シ、七番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
八	七番線ノ使用ヲ再開シ、八番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
九	八番線ノ使用ヲ再開シ、九番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
十	九番線ノ使用ヲ再開シ、十番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
十一	十番線ノ使用ヲ再開シ、十一番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
十二	十一番線ノ使用ヲ再開シ、十二番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
十三	十二番線ノ使用ヲ再開シ、十三番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
十四	十三番線ノ使用ヲ再開シ、十四番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
十五	十四番線ノ使用ヲ再開シ、十五番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
十六	十五番線ノ使用ヲ再開シ、十六番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
十七	十六番線ノ使用ヲ再開シ、十七番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
十八	十七番線ノ使用ヲ再開シ、十八番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
十九	十八番線ノ使用ヲ再開シ、十九番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
二十	十九番線ノ使用ヲ再開シ、二十番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
二十一	二十番線ノ使用ヲ再開シ、二十一番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
二十二	二十一番線ノ使用ヲ再開シ、二十二番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
二十三	二十二番線ノ使用ヲ再開シ、二十三番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
二十四	二十三番線ノ使用ヲ再開シ、二十四番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
二十五	二十四番線ノ使用ヲ再開シ、二十五番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
二十六	二十五番線ノ使用ヲ再開シ、二十六番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
二十七	二十六番線ノ使用ヲ再開シ、二十七番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
二十八	二十七番線ノ使用ヲ再開シ、二十八番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
二十九	二十八番線ノ使用ヲ再開シ、二十九番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
三十	二十九番線ノ使用ヲ再開シ、三十番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
三十一	三十番線ノ使用ヲ再開シ、三十一番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
三十二	三十一番線ノ使用ヲ再開シ、三十二番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
三十三	三十二番線ノ使用ヲ再開シ、三十三番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
三十四	三十三番線ノ使用ヲ再開シ、三十四番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
三十五	三十四番線ノ使用ヲ再開シ、三十五番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
三十六	三十五番線ノ使用ヲ再開シ、三十六番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
三十七	三十六番線ノ使用ヲ再開シ、三十七番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
三十八	三十七番線ノ使用ヲ再開シ、三十八番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
三十九	三十八番線ノ使用ヲ再開シ、三十九番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
四十	三十九番線ノ使用ヲ再開シ、四十番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
四十一	四十番線ノ使用ヲ再開シ、四十一番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
四十二	四十一番線ノ使用ヲ再開シ、四十二番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
四十三	四十二番線ノ使用ヲ再開シ、四十三番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
四十四	四十三番線ノ使用ヲ再開シ、四十四番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
四十五	四十四番線ノ使用ヲ再開シ、四十五番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
四十六	四十五番線ノ使用ヲ再開シ、四十六番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
四十七	四十六番線ノ使用ヲ再開シ、四十七番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
四十八	四十七番線ノ使用ヲ再開シ、四十八番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
四十九	四十八番線ノ使用ヲ再開シ、四十九番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
五十	四十九番線ノ使用ヲ再開シ、五十番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
五十一	五十番線ノ使用ヲ再開シ、五十一番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
五十二	五十一番線ノ使用ヲ再開シ、五十二番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
五十三	五十二番線ノ使用ヲ再開シ、五十三番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
五十四	五十三番線ノ使用ヲ再開シ、五十四番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
五十五	五十四番線ノ使用ヲ再開シ、五十五番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
五十六	五十五番線ノ使用ヲ再開シ、五十六番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
五十七	五十六番線ノ使用ヲ再開シ、五十七番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
五十八	五十七番線ノ使用ヲ再開シ、五十八番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
五十九	五十八番線ノ使用ヲ再開シ、五十九番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
六十	五十九番線ノ使用ヲ再開シ、六十番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
六十一	六十番線ノ使用ヲ再開シ、六十一番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
六十二	六十一番線ノ使用ヲ再開シ、六十二番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
六十三	六十二番線ノ使用ヲ再開シ、六十三番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
六十四	六十三番線ノ使用ヲ再開シ、六十四番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
六十五	六十四番線ノ使用ヲ再開シ、六十五番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
六十六	六十五番線ノ使用ヲ再開シ、六十六番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
六十七	六十六番線ノ使用ヲ再開シ、六十七番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
六十八	六十七番線ノ使用ヲ再開シ、六十八番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
六十九	六十八番線ノ使用ヲ再開シ、六十九番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
七十	六十九番線ノ使用ヲ再開シ、七十番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
七十一	七十番線ノ使用ヲ再開シ、七十一番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
七十二	七十一番線ノ使用ヲ再開シ、七十二番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
七十三	七十二番線ノ使用ヲ再開シ、七十三番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
七十四	七十三番線ノ使用ヲ再開シ、七十四番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
七十五	七十四番線ノ使用ヲ再開シ、七十五番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
七十六	七十五番線ノ使用ヲ再開シ、七十六番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
七十七	七十六番線ノ使用ヲ再開シ、七十七番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
七十八	七十七番線ノ使用ヲ再開シ、七十八番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
七十九	七十八番線ノ使用ヲ再開シ、七十九番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
八十	七十九番線ノ使用ヲ再開シ、八十番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
八十一	八十番線ノ使用ヲ再開シ、八十一番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
八十二	八十一番線ノ使用ヲ再開シ、八十二番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
八十三	八十二番線ノ使用ヲ再開シ、八十三番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
八十四	八十三番線ノ使用ヲ再開シ、八十四番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
八十五	八十四番線ノ使用ヲ再開シ、八十五番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
八十六	八十五番線ノ使用ヲ再開シ、八十六番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
八十七	八十六番線ノ使用ヲ再開シ、八十七番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
八十八	八十七番線ノ使用ヲ再開シ、八十八番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
八十九	八十八番線ノ使用ヲ再開シ、八十九番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
九十	八十九番線ノ使用ヲ再開シ、九十番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
九十一	九十番線ノ使用ヲ再開シ、九十一番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
九十二	九十一番線ノ使用ヲ再開シ、九十二番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
九十三	九十二番線ノ使用ヲ再開シ、九十三番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
九十四	九十三番線ノ使用ヲ再開シ、九十四番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
九十五	九十四番線ノ使用ヲ再開シ、九十五番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
九十六	九十五番線ノ使用ヲ再開シ、九十六番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
九十七	九十六番線ノ使用ヲ再開シ、九十七番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
九十八	九十七番線ノ使用ヲ再開シ、九十八番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
九十九	九十八番線ノ使用ヲ再開シ、九十九番線ヲ使用ス	着手	九月下旬
百	九十九番線ノ使用ヲ再開シ、百番線ヲ使用ス	着手	九月下旬

竣工	工一 番線	線路切替	浚 渫
十四年一月中旬	至自 十月中旬	新設五番漏斗ノ邊ニ 一番線ヲ挿入シ、二番線 ヲ假設シ、線路ヲ切替 ウ	鐵矢板打込後、鎮定版 ト連絡シ海面ヲ浚渫ス

合 計	中部甲	中部乙	西 部	ピット卸	微粉炭線
一、六一〇	〇	四四〇	三〇〇	二〇	三〇
一、八一〇	二〇〇	四四〇	三〇〇	二〇	三〇

(3) 着炭數量と荷役力。
◎一日平均荷役豫想台數(昨年六月昭和石炭により推算されたもの)
十三年度上期 一、五八二車
全 下期 一、七八四車

◎工事中荷役能力の豫想

各 部	第三期工事中	第四期工事中
ホイスト	四〇〇車	四〇〇車
東 部	四二〇	四二〇

(4) 工事中の荷役力は、着炭を消化するに十分なるにより、外に何等の補助設備を施すことを爲さずして、以上の計畫を進め得ると思ふ。

商店側

新計畫に於ては鎮定版を二、三番線工事前に施工される結果、鐵矢板工事が済めば直ちに浚渫工事に取掛り得、船積作業開始が早められる点誠に結構なり。

乍然、期間中に於ける着炭と荷役力との關係に關しては、昨年六月頃とは事情を異にするところもあるにつき、業者側に一應研究を許され度

五、工事中のビット切に係る件

商

目下の御計畫通りには今後棧橋工事進行につれ、漸次、一番線に於けるビット切は不能となり行くやう思はれるところ、斯くは着炭處理上不便甚しく、棧橋荷卸能力に甚大の影響を招来すべきにつき、是非、二番線より一番線への亘線を架設せられ、ビット活用の途を講ぜられ度。

宮地技師

東部に於ては最早亘線架設は出来ぬ。向後の場所に關しても、之を施工するには別に相應の基礎工事から施すを要するが、この亘線は工事進行中丈使用するに過ぎざるものでもあり、本件頗る難問題なり。乍然、御事情もあることにつき、御希望實現の爲め、研究致すべし。

梅田氏

東部一番線は、以西の部分に對する押上の合同を見て、ビット切を行ふことに致され度。現場若松驛としては、押上線に於て

荷卸を行ふことに就いては、色々御不便もあることと思ふも、非常の際の事につき、特に配慮相成度。

六、新設棧橋三番線の笹め外し板の件。

商

新設棧橋に於ては、船溜漏斗の兩側二橋脚間を除き、他は凡てレールとレールとの間は何處にでも檢量漏斗を設備し得らるゝやう、棧橋の底を開き、且、其上に笹め外し自在の木製の蓋を御設備相成度。尤も、實際に、陸切漏斗を設くる場所には、蓋の必要は別段なき譯につき、漏斗設備豫定場所に就ては、御必要あらば御報告致すべし。尙又、棧橋と船積漏斗の口との接合部に隙間あるときは、船積の際、底抜したる石灰が、相當量、漏斗の口より溢れ棧橋下陸上に漏れ落つるに付、漏斗の周囲は棧橋に密着するやう、コンクリートの類にて張詰められ度。

三原氏

漏斗と棧橋との接合部は漏斗の蝶番あるにつき、密着は出来ざるべし。

鐵

笹の外し板は御要望の通り設備可致。

七、棧橋上の掃除炭掃き落し口の件。

商

棧橋上を清掃して掻き集めたる石灰を、棧橋下に掃き落す爲め、船積漏斗兩側の木蓋に一ヶ宛、その他適當數の幅二寸位の掃き落し穴を設けられ度。

鐵

現場にて藤本氏と適當御協議有之度。

八、船付キャブスタンプ及ローラー配置の件。

商

棧橋下船付キャブスタンプ及ローラーは左の通り配置相成度。

(イ) キャブスタンプは中央霑前に、ローラーは其

の他の霑前毎に設置する事。

(ロ) キャブスタンプとローラーを連結するロープ

は橋脚の外側(三番線の橋脚と岸壁との間)を通るやうにすること。

鐵

研究致すべし。

九、押上機關車増備の件。

商

棧橋押上待時間を短縮する爲め機關車を増備するか、或は適當の方法により、常時確實に二臺宛運轉するやうの仕掛に取計られ度。

鐵

御要望に添うやう研究可致。

一〇、棧橋押上線復線化の件。

商

押上線が單線なる爲め、押上、引卸の操作圓滑を欠ぎ、著しく棧橋能率を殺ぎ居るやうなり。御考慮を願度。

鐵

復線化研究につき何れ遠からず本件解決されること、信ず。

一一、棧橋照明の件。

兩炭積機上に夫々五百燭光の電燈一ヶ宛設備する事に御決定済の旨承知し居るところ出来る丈早く實現方御願申上ぐ。

尙又炭積機の眞下を照す爲め、機械の底部に小型電燈一ヶ宛を御増備願れば非常に好

結果を得ることと思ふ。

鶏尾氏 なるべく早く工事する。着手日取は後にて

通知すべし。

二、宮地技師。閉會の辭。

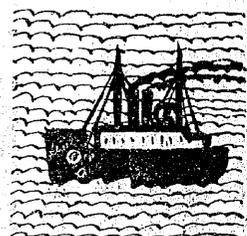
朝顔の栽培法

朝顔を作るには種子を、晩霜の虞のない四月下旬か五月下旬の攝氏廿度(華氏七十度)以上になつたとき播きます。垣根用には篠竹などに絡ませるのがよく、鉢植には本葉が少し見えた頃に腐葉土四、畑土三、川砂三、藁灰少々を混ぜた培養土を三寸鉢に入れて植えます。大輪咲きのものは双葉が多くは軍配形をしてゐて、幼軸が太く、ツルは比較的節間が詰つてゐます。本葉が四五枚のとき六寸鉢に植え替へますが、行燈化立用の支柱を立て、それに絡ませたり。三、四節目で摘心をして三四本の子ツルを出し、これに咲かせる。木立ち造りにします。氣温や生育状態で違ひますが、普通六十五日位で開花します。蕾が見えるやうになつてから、高温時期なら廿一日、五月頃ですと廿五日目頃に咲きます。油粕やアシモニヤだけの肥料ですと葉が繁り過ぎますから、よく腐らした鶏糞、魚滓、骨粉などときよく與へ、日中少し萎れるくらゐの日當りのよいところで作りませ

々引合が行はれるに至つた事は注目すべきである。尤もこれ等は何れも定期船を消化し得る程度で不定期船を潤すものとしては見るべきものは期待出来ない。

口、近海 今後漸次市場に潤ひ来るだらうと思はれるが尙相當の焦着船腹があるのと荷動きの全面的活況に伴ひ遠洋の不振、新造船の竣工に依る増加も大して影響を見ず、近海は大勢的に船腹不足を訴へてゐる爲運賃市況は依然強調を維持してゐる。

ハ、石炭 年度替りを控へ契約物の積急ぎから船腹需要は引續き旺盛であるが、若松は三月一杯クレーン積不可能の由で月内に積出さねばならぬ向は止むを得ず解取とする外なく、従つて解賃は船主側で負擔すべき關係上結局運賃は嵩む譯である。即ち積急ぎ物は若松—京濱五圓七、八十錢が唱へられてゐるが實際の相場としては京濱五圓三、四十錢伊勢四圓九十錢から五圓見當である。尙三菱の九州北海道炭及び鐵道省納炭の大口商談も時期が切迫して來たので、引合は漸次表面化せんとしてゐるが四圍の事情變化のため船主は相當運賃の引上を主張し



石炭船運賃

一、汽船運賃

イ、遠洋 各方面共遠洋は一向に局面の打開を見ず、歐洲政局の不安擴大から船腹手當は一般に見送られ倫敦市況は低迷をつゞけてゐる。然し現在のところ近海が全面的に好調裡にあつて大型船も爲に圓滑に消化されてゐるので各社共格別遠洋配船には焦慮してゐない模様であるが、前進近海船腹の増加に伴ひ遠洋市況が現状を續ける限り先行は頗る憂慮すべきものがある。最近必需品に對する大藏省當局の爲替認可が漸次行はれ紅海方面の工業鹽、濠洲ワイヤラ礫石、太平洋航路の米材等が何れも決定を見つゝあり、本邦を中心とする蒐荷に對しても弗

てゐるので急速には進捗しない。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中旬	前月
京濱	五・三〇	五・〇〇
川崎	五・七〇	五・四、五〇
伊勢灣	四・九〇	四・七〇
大阪川入	二・七、八〇	二・三、四〇
敦賀	三・七〇	三・六〇
仁川	三・三〇	三・二〇

(三月十七日迄海運特報ニ據ル)

二、帆船運賃

増産計畫による需要繼續年度變りを控へて契約物の積急ぎから出炭幅狭し船腹は依然不足運賃相變らず強調阪神二月分より約一〇錢値上に決定次の通りである。

三月若松港協定運賃表

若松海運互親會

(單位一吨ニ付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和歌山縣			片上	二、八〇	二、四〇
山良	三、五五	二、四〇	鹿忍	三、七〇	三、二〇
和歌山	三、八〇	二、九〇	岡山川入	三、〇〇	二、四〇
大阪府			幸西	二、八〇	二、六〇
樽井	三、〇〇	三、〇〇	彦崎	三、二〇	三、三〇
吉見	三、〇〇	三、〇〇	玉	二、七〇	二、〇〇
岸和田	三、五〇	三、五〇	田ノ口	二、七〇	二、〇〇
大阪	三、五〇	三、五〇	玉島	二、七〇	二、〇〇
兵庫縣			福山	二、七〇	二、〇〇
尼ヶ崎	三、五〇	三、五〇	福山川入	二、五〇	二、〇〇
西ノ宮	三、五〇	三、五〇	福山	二、五〇	二、〇〇
洲本	三、三〇	三、三〇	尾ノ道	二、四〇	一、八〇
江井ヶ島	三、三〇	三、三〇	三原	二、四〇	一、八〇
別府	三、〇〇	三、〇〇	阿賀	二、三〇	一、七〇
會根	三、〇〇	三、〇〇	廣島川入	二、三〇	一、七〇
會根	三、〇〇	三、〇〇	山口縣		
飾磨	二、八〇	二、八〇	岩國	二、二〇	一、五〇
那波	二、八〇	二、八〇	今津川入	二、三〇	一、八〇
赤穂	二、八〇	二、八〇	三田尻	一、八〇	一、五〇
岡山縣					

常識大學

時の言葉註解 (九)

有限會社

德島縣			小松島	三、五〇	二、〇〇
德島	三、七〇	二、七〇	高松	二、七〇	二、〇〇
撫養	三、五〇	二、五〇	坂出	二、七〇	二、〇〇
香川縣			多度津	二、五〇	二、〇〇
小豆島	二、九〇	二、三〇	觀音寺	二、七〇	二、〇〇
林田	二、七〇	二、〇〇	愛媛縣		
丸龜	二、七〇	二、〇〇	川ノ江	二、七〇	二、〇〇
觀音寺	二、七〇	二、〇〇	西條	二、七〇	二、〇〇
新居濱	二、五〇	一、五〇	壬生川	二、七〇	二、〇〇
今治	二、五〇	一、五〇	菊間	二、四〇	一、八〇
堀江	二、四〇	一、八〇	高濱	二、三〇	一、七〇
三津濱	二、三〇	一、七〇	長濱	二、三〇	一、七〇
宇和島	二、二〇	一、六〇	八幡濱	二、二〇	一、六〇

本議會提出ノ法律案中ノ有限會社トハ
 「株式會社ノ株主ト同ジク有限責任デアリマスケレ共相
 五ニ信賴關係ノ篤イ少數者ニヨツテノミ組織スル特殊ノ
 法人ガ營業ニ甚ク適當ナ形態デアリマシテ御承知ノ如ク
 英國ニ於テ先ヅ發達シ獨佛等ノ諸國モ既ニコレヲ是認シ
 テイルノデアリマス我カ國ニオキマシテモ實業界デ大分
 以前カラ其要望ガ強クナツテキタノデアリマシテ」
 ト政府委員ガ議會デ説明シテキルガ情テ此有限會社ノ特色
 トシテハ
 一、資本金額一現商法ハ一時ニ株金全額拂込ノ場合ハ一株貳
 拾圓迄下スコトガ出來ルカラ最低株主七名トスレバ七
 株百四拾圓ガ最低デアルガ「本法ハ最低壹萬圓ナリ」
 二、株金額一商法ハ原則トシテ一株ノ金額ヲ最低五拾圓ト
 シ一時全額拂込ミノ時前記ノ如キ定メアリ試ミニ我國

備考

一、各地共二五〇應以上ハ上記運賃ヨリ應貳錢引キノ事
 一、各地共陸下ノ瀨取ハ上記運賃ヨリ應參錢引キノ事
 二、大阪行ニシテ荷揚ケノ際篩分ケスルモノハ上記運賃
 ヨリ應參錢増シノ事

- デ一株ノ額面金額ノ多イヲ擧ケルハ壹千圓(大平生命)ヲ筆頭ニ貳百五拾圓(共濟生命)貳百圓(日本銀行)ナドデアルガ「本法ハ出資一口金額ハ均一トシ百圓以上トナツテ居ル」
- 三、社員數ハ現商法ハ無制限ナレ共「本法ハ原則トシテ五拾名以内但シ特別ノ場合ハ裁判所ノ認可ヲ得テ増スコトガ出來ル」
- 四、株ノ移動ハ現商法ハ自由ナレ共「本法ハ社員總會ノ決議ヲ必要トス尙譲渡ニ因リ社員ノ總數ガ五十名以上ニナル場合ハ遺贈ヲ除ク外其譲渡ハ無効ナリ」
- 五、株金拂込方法ハ商法ハ分割拂込ヲ認メテ居ルガ「本法ハ分割拂込ヲ許サヌ」
- 六、取締役ハ商法ハ三人以上ト規定サレ居レ共「本法ハ一人又ハ數人ノ取締役ヲ置クコトヲ要ス」
- 七、監査役ハ商法ハ常設監査役ヲ置クコト、ナリ居ルモ「本法ハ置カナクモヨイガ置クナラバ定款ニヨリ一人又ハ數人ノ監査役ヲ置クコトガ出來ル」
- 八、議決權ハ商法ト同様出資一口ニツイテ一個ノ議決權アリ

- 九、總會招集手續ハ商法デハ招集通知ヲ各株主ニ會日ヨリ二週間前發セネバナラヌカ「本法ハ總社員ノ同意カアレバ招集手續ヲ經ズニ開クコトカ出來ル」
- 十、總會ノ決議方法ハ現行法デハ商法又ハ定款ニ特別ノ規定ナキ限り出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ行フコト、ナツテ居ルガ「本法デハ總社員ノ同意アルトキハ書面決議ガ出來ルコト、ナツタ」
- 十一、利益配當ハ現行法デハ定款ニヨリ拂込シテ株金額ノ割合ニ依リナスノデアルガ「本法デハ定款ニ定メアル以外ハ出資ノ口數ニ依ル」
- 十二、資金ノ募集ハ從來ハ廣告其他ノ方法ニ依リ株主ヲ募集シテ居タカ「本法ハ是等ノ方法ヲ引受人ヲ公募スルコトハ禁セラレテ居ル」
- 十三、社債ノ發行ハ「本法ハ禁ジテアル」
- 十四、貸借對照表ノ公告ハ「本法デハ此公告ノ規定ナシ」
- 十五、會社ト合併ハ有限會社ト有限會社ト合併後存續スル會社又ハ合併ニ依リ設立スル會社ト有限會社トクルコト

ヲ必要トス

有限會社ト株式會社トノ合併、株式會社ヨリ有限會社トナルコト又ハ有限會社カ株式會社ニ組織變更スルコトカ認メラレテ居ル

以上ノ如ク從來ノ會社法ニ比スト種々簡易デ便利ナ規定ニナツテ居ルノデアル

五色旗

北支に臨時政府が樹立され、五色旗が採用されるや日本内地の在留支那人(いはゆる華僑)の間で、從來の青天白日旗に代り五色旗を掲揚するのが現はれ、いろいろ問題となつてゐるが五色旗は南京政府以前の中華民國々旗であつた清國が倒れて共和政府になる時に採用されたので、民國十七年(一九二八年)迄用ひられてゐたが、蔣介石政權の出現と共に廢され、例の青天白日滿地紅旗—紅色地の片隅に青地に白い太陽の形を入れたもの—が支那の國旗として事變前まで使はれてゐた。

五色旗の意味は支那古來の五行の思想に基き、直接には支

那の版圖に住む五つの民族の共存と平等を現はす、いはゆる五族協和の理想を示すので、上から赤(漢族)、黃(滿洲族)、青(蒙古族)、白(回教徒族)、黒(西藏族)の順序となつてゐる。

新 民 會

北京にある中華民國臨時政府は、支那を滅亡の淵に落さんとする蔣介石政權より離脱し、明朗な政治形態を樹立しようとするのであるが、これと呼應し國民の間にある新政府共鳴者を中心とし、新政府を支持しその行ふところを支那人民に徹底させようとする民間團體が新民會である。その目的とするところは、まづ新政府を絶対に支持し、日本、滿洲國とあくまで親密に提携し、東亞百年の大計の下に共存共榮を念とし、共產主義を排撃し、王道社會を建設するにある。

次に産業を開發して人民の生活を安定させ、成人教育や兒童教育機關の設立、病院其他の社會事業の經營など、實際的な仕事に着手してゐる。新民會は一個の民衆團體であるが、中國臨時政府とは切つても切れぬ、いはゞ異身同體の組織である。

雜 錄

物價騰貴愈よ急

二月の卸賣物價指數

卸賣物價は年初來引きつき騰勢を持續してゐるが、二月は一月に較べて更に昂騰の度合が強められた、すなはち二月の總平均指數(戰前基準)は一九八・一で一月の一九三・〇に較べると二・六%の續騰である、一月の昂騰が一・二%であるから二倍以上の昂騰率を示したわけである。

昨年七月の支那事變勃發後物價が昂騰を始めたのが九月でそれ以來二月までの六ヶ月間續騰を重ねてきてゐる、いま二月の指數を昨年八月に較べると九・〇%の昂騰である、輸入制限の強化、供給不足あるひは原料高などによる物價高はとくに最近その傾向が強くと認められるやうになつた、二月の物價を類別にみれば注目をひくのは紡織品の七・六%にもおよぶ著騰である、主として綿製品

羊毛製品の激騰によるものである、次いで雜品の三・八%、建築材料の二・六%と昂騰が大きい、穀物、食料品はそれ〇・九%、〇・七%の昂騰であつた、低落したものは金物の一・三%、肥料の一・一%などであつた、調査品目五十六品中騰貴は二十六品、低落は十三品、保合は十七品である。

類別指數

類別	一月	二月
穀物	二二	二二
内地米	一六	一六
裸麥	三五	三五
小麥	三五	三五
大豆	一五	一五
朝鮮米	三〇	三〇
大麥	三五	三五
製粉	三三	三三
醬油	一〇	一〇
清酒	二二	二二
啤酒	二二	二二
肉類	三〇	三〇
牛乳	三〇	三〇
大豆粕	一六	一六
食料品	三九	三九
糖	二〇	二〇
茶	三五	三五
製茶	三五	三五
精製	二〇	二〇
建築材料	二二	二二
硝子	二二	二二
洋灰	二二	二二
煉瓦	三三	三三
浪板	一〇	一〇
木材	三〇	三〇
瓦	二六	二六
疊	三三	三三
表	三三	三三
硫安	一四	一四
過磷酸	一四	一四
大豆粕	一六	一六
平均指數	一九三	一九八

平均指數

紡織品

棉花	一三	一三
白木綿	二六	二六
生糸	一〇	一〇
縮緬	一〇	一〇
羅紗	二五	二五
人絹	二六	二六
綿糸	一五	一五
生金巾	二〇	二〇
羽二重	一八	一八
毛糸	一四	一四
毛斯綸	三三	三三
人絹織	二六	二六
平均指數	一九六	一九八

金物

銑鐵	三七	三七
鋼板	三七	三七
鋼鉛	一八	一八
輕銀	二五	二五
鋼丸棒	二〇	二〇
電氣銅	一五	一五
鉛	三三	三三
平均指數	二五	二五

燃料

石炭	二四	二四
揮發油	一五	一五
木炭	二六	二六
燈油	一四	一四
平均指數	二五	二五

平均指數

建築材料

硝子	二二	二二
洋灰	二二	二二
煉瓦	三三	三三
浪板	一〇	一〇
木材	三〇	三〇
瓦	二六	二六
疊	三三	三三
表	三三	三三
平均指數	二二	二二

雜品

硫酸	一七	一七
機械油	一五	一五
印刷紙	二〇	二〇
皮革	一六	一六
苛性曹達	三〇	三〇
包裝用紙	二六	二六
染料	一六	一六
平均指數	一七	一七

總平均指數

騰落率	二六	二六
平均指數	一九三	一九八

肥料

平均指數	二五	二五
------	----	----

(十) 二六% (十一) 二〇%
(大阪朝日)

石炭鑛産税の標準價格發表

十二年度の福岡鑛山監督局管内に於ける石炭鑛産税賦課標準價格は別表の通り商工省に於て發表せられたが之を前年度に比較すると平均塊炭は一割五分粉炭は二割二分の増加を示した尙増産に標準價格の値上げ及び臨時増税法による課稅率の増加により本年の石炭鑛山税は約二割八分乃至三割の見込みにして昨年石炭鑛山税は百二十萬圓に對し本年は百四十餘萬圓に達する而して本年より賃銀に課稅せられるを以て總稅額は三百萬圓を突破するであらう。

一、筑豊地方

郡市	炭	塊炭	粉炭	切込炭
田川	赤池	大之浦、古河目尾、新入、二瀬、飯塚、吉隈、明治	二・六〇	九・五〇
鞍手	嘉穂	嘉穂、明治	二・六〇	九・五〇
飯塚	嘉穂	嘉穂、明治	二・六〇	九・五〇
鞍手	嘉穂	嘉穂、明治	二・六〇	九・五〇
嘉穂	嘉穂	嘉穂、明治	二・六〇	九・五〇
上山田、三井山野、下山田、網方、平山、忠隈			二・二〇	八・九〇

田川	起行小松、大峰、峰地、中津原、宮尾、本添田	一〇・〇〇	八・五〇	九・八〇
嘉穂	豆田、漆生、稻葉、日吉、猪鼻、庄司	一〇・〇〇	八・五〇	九・八〇
遠賀	中鶴、大辻、大隈、高松、高江	一〇・〇〇	八・五〇	九・八〇
田川	木原、川崎、高尾、豊洲、池尻、横島、新平和、糸飛、位登	九・八〇	七・五〇	八・六〇
嘉穂	大和、相田、木城、天道、寶満、頭田、佐興、筑前、海老津、岩崎、植生、深取、名前、海老津	九・八〇	七・五〇	八・六〇
遠賀	眞阿、寶邊小松、上添田、昭和、上山、山田、昭嘉、幸袋、本大城、芳谷、鎮西大定、抑谷、大黒	九・五〇	七・〇〇	八・二〇
田川	第一山野、新山野、新酒野	九・五〇	七・〇〇	八・二〇
飯塚	新高江、本山部、新山部	九・五〇	七・〇〇	八・二〇
直方	新高江、本山部、新山部	九・五〇	七・〇〇	八・二〇
鞍手	西川村にある各炭鑛	七・〇〇	六・〇〇	七・二〇
田川	前掲及び方城豊國、三井田川を除く各炭鑛	七・〇〇	六・〇〇	七・二〇
鞍手	前掲を除く各炭鑛	七・〇〇	六・〇〇	七・二〇
嘉穂	同上	七・〇〇	六・〇〇	七・二〇
遠賀	同上	七・〇〇	六・〇〇	七・二〇
二、粕屋、筑紫及福岡市地方				
粕屋	粕屋、龜山、大谷、敷島、勝田、篠栗、長禮、宮野	九・八〇	七・五〇	八・六〇
粕屋	前掲及び海軍新原高田を除く各炭鑛	九・八〇	七・五〇	八・六〇
筑紫	筑紫郡にある各炭鑛	九・八〇	七・五〇	八・六〇
福岡市	早良炭鑛を除く各炭鑛	九・八〇	七・五〇	八・六〇
三、東松浦、小城地方				
東松浦	東松浦、入野、大鶴及大鶴二坑を除く各炭鑛	九・八〇	七・五〇	八・六〇
小城	郡にある各炭鑛	九・八〇	七・五〇	八・六〇

日銀卸賣物價續騰

二月前月より一分六厘方

日銀調査二月の東京卸賣物價指數は二四九・三と前月に比し八分二厘方の騰貴を示した、調査品目百十品中騰貴五十六品、低落二十五品、保品二十九品にして、商品類別並に主要品目の騰落割合は左の通りである。

(△印落、●點割合%)

商品類別	前月比較割合	前年同月比較割合	騰落
食用農産物	〇・三	八・六	騰
其他食料及嗜好品	△〇・四	五・六	騰
纖維原料品	〇・九	△二・九	騰
布帛類	六〇	一・三	騰

對前月騰落品目

騰	貴	低	落
内地米、大麥、裸麥、内地小麥	朝鮮米、外國小麥、滿洲大豆	小麥粉、味噌、豚肉、鰹節、魚類、詰果實、詰詰、日本酒、卷煙草	分蜜糖、牛肉、鶏卵、大豆油、種子油、精糖
生糸、紡績絹糸、絹糸、綿糸、毛糸	人造絹糸、羊毛	肉、鰹節、魚類、詰果實、詰詰、日本酒、卷煙草	分蜜糖、牛肉、鶏卵、大豆油、種子油、精糖
羽二重(内地向)絹、二重(輸出向)絹、裏地、銘仙、富土、絹、人絹縮緬、縮木綿	縮緬(内地向)	肉、鰹節、魚類、詰果實、詰詰、日本酒、卷煙草	分蜜糖、牛肉、鶏卵、大豆油、種子油、精糖
中綿、天竺綿、毛、白木綿、毛、羅紗、莫大小	縮木綿	肉、鰹節、魚類、詰果實、詰詰、日本酒、卷煙草	分蜜糖、牛肉、鶏卵、大豆油、種子油、精糖

建築材料	二・九	一・六	騰
金屬類	二・四	三・四	騰
燃料	△〇・一	三・五	騰
肥料	△〇・六	三・〇	騰
工業藥材	三・四	三・二	騰
其他	二・三	六・二	騰
總平均	一・六	八・二	騰

(△印落、●點割合%)

主要品目騰落割合	前月比較	前年同月比較
品目	前月比較	前年同月比較
内地米	〇・三	一〇・三
本地米	一・三	三・六
分蜜糖	△二・六	二・七
生糸	二・五	△〇・四
米	三・〇	△六・七
羊毛	△二・二	△三・八
綿	二・二	△五・七
人造絹糸	△三・四	△三・六
羽二重(輸出向)	一・八	△六・八

白木綿	三六〇	五三三
内地材	一〇六	五九
鋼	△三二	三三四
銅	一四四	四二一
揮發油	一	三四五
硫安	△二六	三三一

(中外商業)

飲食料費は九厘、住居費と光熱費とは共に六厘、保健衛生費、修養娯樂費等を含む其他の諸費は二厘の上昇である。調査都市廿四市中京都及び八幡二市の指数が前月と保合つてゐる外、他の廿二市の生計費指数は何れも上昇した、就中山形の二分七厘、新潟及び神戸の各二分四厘、今治及び長崎の各二分三厘、札幌の二分二厘、横濱の二分の昂騰が顯著である。

給料生活者生計費指数

被服費六分方著騰 二月、全國生計費指數

△概況

労働者生計費指數

昭和十二年七月を一〇〇とする全國主要廿四市平均の二月分労働者生計費指數は一〇五・八で一月に比し一分三厘の上昇である、五大費別に見れば各費何れも續騰した、就中被服費は昨年十月以降漸騰の傾向にあつたが本月において六分二厘といふ著しい上騰を示したことは注目すべきで、これは衣服(主として木綿類)の上昇に依るものである、

(騰貴割合・點%)

△全國生計費指數

生計費指數	労働者		給料生活者	
	二月	前月比騰	二月	前月比騰
飲食料費	一〇五・八	一・五	一〇五・五	一・三
住居費	一〇三・一	〇・九	一〇三・二	〇・八
光熱費	一〇一・一	〇・二	一〇一・〇	〇・五
被服費	一一三・四	〇・六	一一一・九	〇・四
其他の諸費	一〇九・二	六・一	一〇九・七	六・四
	一〇三・五	〇・二	一〇一・〇	〇・一

八幡	二、給料生活者		延岡	一〇一・四	〇・六
	二月	前月比騰			
札幌	一〇五・七	〇			
仙台	一〇五・六	二・五	大阪	一〇四・四	〇・七
東京	一〇七・七	一・八	広島	一〇四・六	一・六
金澤	一〇五・四	一・〇	徳島	一〇六・九	一・五
名古屋	一〇三・九	〇・八	八幡	一〇五・〇	〇
	一〇三・三	一・三	長崎	一〇四・九	一・八

(中外商業)

△各都市生計費指數

一、労働者		二月 前月比較		二月 前月比較	
札幌	一〇五・三	二・二	松本	一〇四・八	一・七
仙台	一〇八・二	一・九	濱松	一〇三・四	一・三
山形	一〇五・八	二・七	名古屋	一〇四・八	一・五
郡山	一〇五・九	一・七	京都	一〇四・一	〇
前橋	一〇六・三	一・五	大阪	一〇五・〇	〇・八
東京	一〇五・九	一・一	神戸	一〇五・四	二・四
横濱	一〇六・一	二・〇	島取	一〇六・四	一・五
新潟	一〇八・〇	二・四	岡山	一〇五・一	〇・七
金澤	一〇三・八	〇・五	広島	一〇五・〇	一・八
徳島	一〇七・一	一・四	長崎	一〇五・八	二・三
今治	一〇七・四	二・三	熊本	一〇四・七	〇・六

新設増資激減す

二月、事業別資本調べ

日本興業銀行調査—二月中の株式会社事業別資本は新設合計一億八百万圓と前月に比し二億六千六百万圓の激減、増資合計も一億七千二百万圓と一億六千六百万圓の著減で生産力擴充の一巡せる産業部門があるのを反映、社債は五千五百万圓で約四百万圓を増加し起債界の順調な展開を物語つてゐる、主なる銘柄は新設では化學工業に太陽ゴム五百萬圓、増資では化學工業に保土谷曹達六百万圓、社債では

興業債券(三口)五千五百万圓があり、新設増資共主なる銘柄は軍需産業關係に集中してゐる。(單位千圓、△印減)

業別	新設	増資	社債
化學工業	一、三六	六、八六	〇
製造工業	二、九七	六、六七	〇
運輸交通業	八、三	七、九〇	〇
電氣業	〇	〇	〇
瓦斯業	〇	〇	〇
天産業	七、五五	二、〇八	〇
保險業	〇	〇	〇
倉庫業	〇	〇	〇
信託金融業	二、一六	〇	〇
銀行業	五、四七	〇	〇
其他企業	四、〇七	五、二九	五、〇五
合計	一〇、八〇	一七、〇〇	一〇、〇〇
前月比較	△三、六八	△一、〇六	△一、〇〇
前年同月比較	△一、七六	〇、〇五	二、七

業別	前月比較	前年同月比較
天産業	△	〇
保險業	〇	〇
倉庫業	〇	〇
信託金融業	〇	〇
銀行業	〇	〇
其他企業	〇	〇
合計	△	△
前月比較	△	△
前年同月比較	△	△

【備考】本表は官報所載商業登記中株式會社に關するもののみを蒐集して作成したるものなり。(中外商業)

十三都市小賣物價

二月は三分二厘昂騰

商工省發表 昭和十三年二月の十三都市小賣物價概況は次の通りである。

全國平均

二月十六日現在の東京以下十三都市小賣物價指數(昭和四年十二月十六日現在の價格基準)は總平均一四・一で、前月に較べると三・二%、又前年二月に較べると一・二%の

の何れも騰貴である、而して調査品目百品中(支那鶏卵及び青島牛肉報告なし)騰貴せるものは品薄に依るキヤベツ及び原料高に依る金巾裏地を始め六十一品、低落せるものは豊漁に依る生鮭外十八品である本月における五大分類別指數騰貴割合

分類別	二月	前月比較割合%	前年同月比較割合%
建築材料	一四六・五	一・六	一五・一
衣料品及身用品	一七・三	九・六	一三・五
食料品	一〇九・九	一・五	九・八
雜品	一〇九・二	二・九	九・二
燃料	一〇八・九	九・九	二二・七
總平均	一一一・一	三・二	二二・二

本月に於ける重要商品別指數騰落割合 (△印低騰)

晒木綿	一八七	四・一	五三・〇
亞鉛鍍板	一三三	△三・七	一三・九
杉角材	一三三	三・二	一六・二
石炭	一三五	一・六	一〇・一
小麥粉	一三三	八・八	一・七
内地白米(中)	一一三	〇	七・六
莫大小觀衣	一一〇	八・九	一三・五
精製糖	一〇〇	一・〇	一三・〇

都市別平均

都市	指數	前月比較	前年同月比較
東京	一四六・五	一・六	一五・一
大阪	一四六・五	一・六	一五・一
名古屋	一四六・五	一・六	一五・一
京都	一四六・五	一・六	一五・一
神戸	一四六・五	一・六	一五・一
横濱	一四六・五	一・六	一五・一
小樽	一四六・五	一・六	一五・一
新潟	一四六・五	一・六	一五・一
高松	一四六・五	一・六	一五・一
福岡	一四六・五	一・六	一五・一
大坂	一四六・五	一・六	一五・一
總平均	一四六・五	一・六	一五・一

電燈 一〇〇 △一・〇 二〇・〇
紙 一〇〇 〇 〇
洋燭 一〇〇 〇 〇
十品平均 一三三・三 六・一 一四・五

を見れば次の通り



(中外商業)

國鐵の本年度買炭 四百餘萬噸に増加

来る三月末を以て買炭契約更改となる鐵道省では道般來本年度買炭契約數量の査定を行ひつゝあるが物資の荷動き頗る活潑を告げ貨車不足が訴へられるが如き状態では生産コスト増大は必然的に炭價の昂騰を招來することゝなるので此等を織込み、大體購入總額は前年度より三十萬噸増の四百餘萬噸と査定してゐる模様で近く昭和石炭其他と契約交渉を開始することゝなるが供給者側は石炭飢饉並に炭價の昂騰を更に見んとする矢先だけに既往の如き安値契約を頗る嫌氣してゐる傾向があり、殊に小炭鑛側に於いてその傾向が著しく従つて昭和石炭に於ても前年同様半期契約を強硬に出張して應當り平均一圓三十錢見當の値上げ要求を提出するものと見られてゐる

斯る昭和石炭の態度に鑑み更に小炭鑛を

入れる全契約成立までには相當の紛糾を免れないと思はれる (日刊工業新聞)

内地の石炭飢饉 北支炭で一掃

北支經濟開發の第一期計畫は石炭開發、鐵道輸送の整備及び港灣施設に主力を注ぐことになつてゐるが、就中北支の石炭開發はわが國內地の今後の各種重工業、化學工業などの急速なる發展に伴ふ石炭飢饉問題の根本的解決に供せしむべく議會終了後に設置さるべき北支産業開發會社の手により積極的かつ綜合的な採炭開發を行ふ方針で目下中國臨時政府と與中、日鐵などの間で具體的調査を進めてゐる、しかして第一期石炭開發四ヶ年計畫の目標は今後四年間における内地の製鐵用燃料および液化用原料炭の補給を主眼とし大體ポイラー炭としては大同炭の積極的開發をはかりコークス炭は

開平炭の利用を主とする方針の模様であるすなはち

- 一、ポイラー炭の供給を豊富ならしむるため蒙疆聯合委員會と協力して山西省大同炭田など積極的に開發し現在の採炭量二百七十萬トンを急速に増大する
- 一、これとともに京綏線の輸送能力を本年中に倍加し、石炭特定運賃の實施などにより大同炭の搬出を容易ならしむる
- 一、製鐵用コークスは主として開灤炭鑛(埋藏量七億トン、年産四十七萬トン)の供給を確保しその對日輸出を旺盛ならしむる
- 一、井陘炭鑛を初め臨城、大河溝その他京漢沿線の地方炭鑛開發は大體第二期計畫において主力を注ぎ、コークス炭は石景山製鐵所の移轉擴張計畫などにより出來得る限り地元消費の方針をさる
- 一、博山、淄川など山東省の各地炭鑛は現

在支那軍の暴虐により大破されてゐるのでその修理復舊を急ぐ、なほ臨時時その他各地炭鑛は現在與中公司により管理され僅かに事變前の貯藏炭を搬出しつゝあるが、治安の回復とともにそれぞれ操業を開始し北支産業開發會社の設立を待つてこれに引續く方針である (福岡日日)

石炭輸送の改善協議

福岡鐵道監督局管内石炭山技術管理者協議會第二日は四日博多商工會議所に於て開催坑内外に亘る運搬並に輸送に關する件を廻上に協議を進めたが、現下炭界の實狀は一方に石炭飢饉の聲愈々昂まり他方鑛業報國の熱意に燃ゆる勞働者の出炭強行が續けられつゝある時輸送、運搬の不圓滑は福岡局管内のみにて四十二、三萬噸といふ未曾有の貯炭高を記録するに至つてをり、之が改善擴充は焦眉の問題であるが、大體次の如く具體策が討議された

- 一、山元に於ける積込施設並に作業の改善
- 一、即ち坑内外に於ける運搬機關の統制を強化し、併せて災害の防止に努めること
- 例へば鑛車逸走による死者は同局調査に

よれば昭和十年三十五人、同十一年九十八人、十二年四十八人の多き上つてゐるので斯る事故を絶滅すること共に積込の能率化を期する

- 二、貯炭場の改善擴充、即ち未選炭、並に商品炭の「ポケット」を増設し坑内外作業施設との連絡を緊密ならしめ運搬と貯炭に遲滞ならしむること
- 三、輸送施設の整備、擴充、即ち現在門鐵局では之が對策として現在管内炭山の六十%迄は晝夜炭車の運轉を敢行してをり此の外炭車の増加、配車の改善を行ひつゝあるが、更に同局の一層の配慮が要請され、同協議會臨時席の梅田書記は二月の輸送能力一日四萬六千噸から三月は六萬噸に引上げる確信ある旨言明する所があつた

尙最後に堀局長は非常時局下に於ける技術管理者の重大使命を説き自覺と健闘を要望し午後四時過散會した (福岡日日)

山元貯炭累増 百萬噸に達す

燃料國策遂行のため石炭聯合會にあつては永年の減産政策を一擲し積極的増産へ政策の大轉換を行ひ必死の増産に努めつゝあるが、時局を反映して船舶の拂底、貨車廻りの極端なる不圓滑に大消費地にあつては深刻なる石炭飢饉を招來しつゝあるに反し山元貯炭は累増山積、百萬噸の巨量に達するといふ皮肉な現象を呈してゐる、したがつて最近各炭鑛においては採炭を躊躇する傾向すらあつて増産計畫に重大支障を生ぜんとしてゐること注目し値する、しかもこれがため炭鑛勞働者が漸次轉職せんとする危険なる傾向すらあるため聯合會でも由々とき問題として成行を重視してゐるが輸送機關の圓滑を期せざる限りこの問題は解決難と見られてゐる (大阪朝日)

石炭輸送設備の整備大擴充案

事變下燃料需要の急増加に對應すべき石炭の増産計畫については南工省では今回重要鑛物増産法案を議會に提出して石炭資源の徹底的開發促進を圖る外石炭増産に必要な金融、勞働、技術、機械器具の供給の便

を講じてゐるが更に石炭輸送設備の大々的整備擴充の必要があるので之に關しては鐵道省當局と交渉し石炭輸送設備の整備擴充に關する追加豫算案を今議會に提出する様折衝を進めてゐる即ち石炭増産計畫は支那事變發生以前昭和十六年迄に日滿兩國を通じて一ヶ年七千五百萬噸生産を目標として樹立、右計畫遂行に向つて邁進しつゝ、あつたのであるが事變發生によつて石炭需要は更に増加したにも拘らず、炭坑従業者の應召、増産設備（機械器具）供給の不圓滑、運送設備の不足等々によつて却つて一時的な減産を餘儀なくされた、よつて商工當局では當業者と詰つて實銀の引上げによる炭坑従業者の増加、金融、増産、設備供給の圓滑化等に努めた結果昨年度石炭生産は一昨年ものそれに比較して四百萬餘噸を増加して四千六百萬噸に達するに至つた、然るに之が輸送設備は、舊來の操車場の規模狭少、無蓋貨車の不足等によつて福岡縣若松地方の如きは石炭産出高の四割も不足（同地方出炭高約一千萬噸に對し輸送能力六百萬噸）してゐるといふ状態である、その爲最近全国各地炭産地方に於ける山元貯

炭高は日増しに増加し、現在では百萬噸以上にも上つてゐるので商工省では石炭増産問題の解決は先づ運送設備の整備充實が必要であるといふので今回鐵道省當局に對し若松地方始め全国各地炭産地方の操車能力の擴張、貨車増供、スピード・アップ等の整備改善を要求し之に要する經費を今議會に追加提出することを折衝してゐる。

（日本鐵道新聞）

需給調整協議會を組織 炭價並に配給に 政府愈よ乗出さん

最近石炭飢饉が各方面の問題となつてゐることは既報の如くであるが廿六日の衆議院重要礦物増産外一件委員會において板谷順助氏（政友）の質問に對し吉野商相は最近における石炭飢饉は内地における輸送關係の不圓滑にもよるが滿洲炭が滿洲國における産業五ヶ年計畫による地元消費の激増と運輸關係から内地移入が豫定通り行かなかつたことが最大の原因であつて之が根本的對策としては石炭礦業聯合會に勸奨し加盟會社の増産計畫進捗を

圖ると共に内地、滿洲及び北支を一體としたブロック經濟の見地から増産計畫を進めつゝある外刻下の石炭配給並に價格の統制に關しては石炭業法の如き單行法がないので今議會に提案せる輸出入品臨時措置法改正案に基き石炭に對しても綿業その他に倣つて重要物資需給調整協議會を設置し石炭の價格及び配給等について需給の調整を圖り中小商工業者その他の消費者に對しては自由市場より購入せしに組合を組織しこれを通じて石炭の配給割當を行ひ需給の圓滑を圖る方針である

（日本合同燃料新聞）

肥筑炭田に擧る凱歌 砥川炭礦遂に着炭

我國の礦業界及び學界に多大の興味と話題を投げかけてゐる東杵島炭礦は昭和七年、肥筑炭田西部の一角を基礎として資本金百萬圓を以つて田中徳次郎、山口慶八、塚原嘉一郎、新井琴次郎の諸氏によつて創立、その後田中社長逝去に會ひ現社長後宮信太

郎氏を後任として百萬圓を増資、昭和八年十二月には佐賀縣小城郡砥川村に砥川礦業所を開設所長酒井久吉氏指揮の下に九年三月坑道を開鑿し爾來四ヶ年間社會のあらゆる風評と揣摩臆測に抗しつゝ、資本をも五百萬圓に増資し二百五十萬圓に達する經費を投じ、前後三回に及ぶ大出水と闘ひながらたき信念の下に大掘鑿工事を進め來つてゐたが、最近遂に凱歌は肥筑の野にあがり長き苦闘が完全に酬ひらるゝことになつた即ち上層三尺炭に一昨年着炭後下層十三尺炭に向つて掘進中炭層間近にて最後の大出水に會ひ排水工事及セメンテーションのため一時開鑿中止のやむなきに立至つてゐたがその後工事は順調に進捗し遂に坑口より八百十數間の箇所にて待望の十三尺層に着炭したのである。

該炭礦は佐賀縣杵島郡、小城郡、佐賀郡に跨る一千三百萬坪の礦區を擁し、炭質七、四〇〇カロリ乃至七、五〇〇カロリに上る優良炭上層三尺本層十三尺の厚層あり、埋藏量推定二億五千萬噸に垂んとする而も總坪敷三億萬、埋藏量六十億噸と稱せらるゝ肥筑平野大炭田の西部重要區域を占

據し大炭田開發の鍵を握つて居り、前記の如く炭層厚く炭質優良、坑道セメント充填のため殆んど無水無仕練の状態にて本坑道維持可能である、かく優秀な條件に恵まれて事業の躍進は期して待つべく、現在の設備のみにても年間二十四萬噸の出炭は可能であり第一擴張計畫として年間百二十萬噸出炭が樹立されて居り、將來は五百萬噸出炭も可能と豫想されてゐる、かくて膨大な大炭田を控へ、北支開發への地理的好條件を握り該炭礦の發展と共に此の地方には一大工場地帯の出現さへ既に想像されつゝ、ある状態にて、その前途はまことに洋々測り知れざるものがある。

（日本鐵道新聞）

石炭飢饉の打診 價格は昂騰、品質は低下す

（大阪）大阪工業會では石炭飢饉の實情に關し紡織聯合會加盟各社に照會中のところそのうち三十三社より回答があつた右を綜合

する左の如くである

▲石炭供給の實情

- (イ) 供給の不圓滑により操業上支障を來してゐるもの十五社
 - (ロ) 契約不履行のため損害を受けてゐるもの二社
 - (ハ) 引渡し遅延で迷惑を感じてゐるもの五社
 - (ニ) 一方的に契約打切を宣せられ損害を受けてゐるもの五社
 - ▲右に對する希望對策
 - (イ) 共同購入を希望するもの十一社
 - (ロ) 品質を制定し最高價格を決定して統制を希望するもの二社
 - (ハ) 鐵道省に貨車配給の増加を要望するもの二社
 - (ニ) その他北支炭滿洲炭の輸入促進を希望するもの一社
- しかして全體として炭價の昂騰ならびに炭質の低下に對し昭和石炭の無責任な態度に對し多大の不滿を表明してゐる（九州日報）

若松港石炭荷役

障害を打開

最近天候の障壁が多く若松港の石炭荷役が阻害され山元貯炭が増加してゐるのに消費者側では石炭飢饉の聲が高い實情に鑑み門鐵局ではこれが應急打開策として左の五項を決定、直に實施し石炭難の解消を期することになつた。

最近竣成した新造炭車が百輛工場に残つてゐるのを至急取寄せ同時に無蓋貨車約二百輛の増備を本省に至急要求する。沿線工場方面への着炭で夜間作業を行つてゐない工場の荷役を督勵する。若松、戸畑では微粉炭の撿種降しをやめる。戸畑の汽船集積炭時間の短縮と異種炭の積合を制限する。その他各驛の積降時間の短縮を督勵する。
(大阪毎日)

福利施設改善に

全炭山を一齊臨檢

昨年末より約三ヶ月半に及ぶ西日本炭山に於ける礦業報國運動は福岡礦山監督局の終始撻みなき指導と督勵に加ふるに、業者從

業員の時局認識に基づく努力によつて未曾有の好成果を擧げ出炭増加目覚ましきものがあるが一方この動の主要目標の一たる生産

勞務管理の改善、福利施設の擴充等に就いては相等成績を収めつゝある炭山ありと雖尙十分ならず本運動を單に勞務者の勞働強化によつて強行せんとする傾向なきにもあらざるに鑑み、福岡局では本月中旬を以つて各地の強調週間も一應終了を告げるので、今月末より礦政課を總動員して全炭山の一齊臨檢を斷行し、上述生産、勞務管理の實施狀態を徹底的に調査し、法規違反は勿論斷乎摘發すると共に勞務者の地位向上に對する積極的指示をも行ふこととなつた。かくて礦業報國運動はその根本目標たる炭山の人的物的兩方面に亘る擴充改善が相互依存的に進めらるゝ段階にまで達したのである。
(日本礦業新聞)

炭坑の坑木松

縣下で三百五十萬石

縣内で消費される炭坑の坑木(松)は筑豊で二百七十萬石、三池で八十萬石合計約三百五十萬石に達し地元から僅か七%しか供給

出來のため筑豊に愛媛、山口、廣島からそれぞれ仰いでゐる實情だが最近の石炭増産に伴ひ需要激増し値段の如きも昨年に比べて四割以上の暴騰を示してゐる。こゝへ最近パルプ原料としても使用され松材飢饉はいよゝ深刻化するに至つたので農林省でもこれを重大視し十二月山林局眞田技手が來縣、縣林務課と協力して縣下松材の分布並に栽植状況の實地調査を開始した。
(九州日報)

互助會の鐵道省納炭

石炭礦業互助會では明年度鐵道省納入炭價の決定に對し委員が上京折衝中であるが鐵道省の同會へ納入希望は昨年より増加約六十萬噸程度と見られてゐるに對し炭坑側の希望はその半數にも達せぬ模様である、勿論これは鐵道省の炭價が市價より著しく低い爲で炭價次第では希望通りの納炭を見るであらうが何分十二年後半期の納炭價として市價は約五圓程度の開きがあるので鐵道省が何程を値上するかで納入數量を決定する譯である。
(九州日報)

筑豊石炭礦業會の常議員會

筑豊石炭礦業會常議員會を十二日午前十時から午後四時まで若松市の同事務所で開催。全國石炭聯合會理事會ならびに増産委員會などで決定した明年度出炭數量の報告を行ひ、福岡礦山監督局管内石炭礦業者より廿萬圓をもつて軍用機「礦業報國號」獻納の件、同會明年度豫算案などを承認し、十八日午前十時半門司俱樂部で總式開催することになつた。

明年度出炭は全國聯合會で五千六十一萬二千トン(前年より六百五十二萬トン増)外地向二百四十九萬七千トン(前年より二十九萬二千トン減)合計五千三百十萬九千トン(差引六百二十二萬八千トン増)に對し筑豊石炭礦業會の出炭量は千三百二十一萬四千八百トン(うち外地向四十萬六千八百トン)で、前年より實に百卅一萬トンの増送を課せられてゐる。
(大阪朝日)

落磐炭車に關し

技術管理者會議

福岡礦山監督局では礦業報國運動の目標

たる石炭山災害撲滅策として本月三日、四日の二日間に亘り管内石炭山技術管理者百五十名を福岡市に召集し博多商工會議所に於て技術管理者會議を開催したが兩日共參會者は頗る熱心なる討議研究をなし、落磐防止鐵車災害防止の爲の技術的向上を圖る上に得る所が多かつた。何れ此の會議の効果は設備の改善乃至は係員又は勞務者の訓練等により保安上相當の反映を及ぼすものと見られる尙兩日に於ける協議事項は左の如くである。

- 第一日落磐防止座談會
- 一、落磐は如何なる箇所に多きか
- 二、掘進箇所の落磐防止方法
- 三、採炭箇所の落磐防止方法
- 四、避難の方法及其施設訓練等如何
- 五、支柱の材料に就て
- 第二日坑の内外に亘る運搬に關する事項
- 一、運搬線路の保坑に關する事項
- 二、坑内運搬線跡の施設及保線に關する事項
- 三、坑内運搬操車の保安に關する事項
- 四、坑内運搬に關する機械車輛綱索各其の關係裝置信號其の他坑口裝置の保安に關する事項

- 五、坑内外設備の保安に關する事項
- 六、運搬設備に於ける機械及其の部分品材料等需給狀況に關する事項
- 七、各係員又は技術管理者の擔任に係る作業又は施設に關する係員又は技術管理者相互間立會検査實驗安全化等の措置及其の記録其他
(日本礦業新聞)

液體燃料、石炭増産

計畫の概況

四日の第五分科會において宮澤胤勇氏(民政)の石油、人造石油および石炭の増産計畫に關する質問に對し商工省當局は左の如く増産計畫の實施狀況および今後の方針を明かにした。

- 一、石油の増産に關しては昭和十三年度より試掘奨励金を試掘費用の二分の一より三分の二に増額することとし昭和十三年分として百七十萬圓計上したが昭和十四年度以降はさらに増額し五ヶ年間に二千萬圓を交付する方針である、また今議會議に試掘負擔の公平化、濫掘防止に關する法律案を提出する
- 二、人造石油に關しては目下鋭意増産を急

いであるが、現在すでに操業してゐるのは輪西、宇部、樺太幌内、朝鮮永安の四ヶ所、昭和十二年度の生産数量はガソリン二千噸、低温タービン二萬五千噸に達した、次で目下工場建設中のものは北鮮の阿吾地が大體完成し滿洲四平街の工場は途中規模を拡大したため遅れたが明春完成の豫定である、また三池において三井が工場建設を計畫してゐるが、すでに機械の購入を終りこれも明春完成の豫定である、今後人造石油は帝國燃料興業會社を中心として鋭意増産計畫の達成につとめる、なほ現在行つてゐるのは低温乾溜法のみであるがその他の方法についても研究を進めてゐる

三、石炭は昭和十二年の内地産出額は四千萬、六百萬噸で同年中滿洲國より輸入せる石炭は二百萬噸であつて石炭の増産に關しては日滿を一體とせる増産五年計畫を樹立してその實現に努力してゐるが具體的數字は未だ發表の時期に至つてゐないなほ今議會に重要礦物の増産促進に關する法律案を提出し増産の命令規定を設ける必要なる場合には政府が増産を命

じ得ることとして増産計畫の急速なる實現を計る方針である (大阪朝日)

石炭の價格、配給に 國家統制の方針

【東京】二十六日の重要礦物増産および日本産金振興株式會社法案委員會における重要な質疑應答左の如し
松山常次郎君(政) 内地における金礦の公布状態如何
加賀山商工技師 現在は九州が最も多いが將來は北海道が有望である、又秋田縣、山形縣も未開發の金礦があるから今後開發して行き度い
松山君 現在の所金礦の經濟的稼行限度如何、又其の限度を更に引下げる方法はないか

吉野商相 現在は平均百萬分六程度である但し精鍊所が近くにあり又富礦のある所では百萬分二位まで處理し得る、精鍊所の遠い所では通貨がかかるから百萬分六乃至七が限度である、金礦の採算的稼行點を引下げるために金買上値段を引上げる考へはない、金礦石の運賃の引下げに

ついては目下鐵道省と交渉中で近く實現すると思ふがしかし五割以上の引下げは困難であると思ふ
板谷順助君(政) 重要礦物の増産のため現行礦業法の根本的改正を行ふ意思なきや吉野店相 礦業法の改正については準備を進めて居り必要なる國家資源の開發を促進する建前から全般的改正を行ふ方針である

板谷君(政) 炭價値上りに對する對策如何
吉野商相 石炭については輸出入臨時措置法の改正に基づき需給調整協議會を設立せしめ價格および配給方法につき或程度の國家統制を加へる方針である
小山谷藏君(政) 石炭需給調整の根本對策如何

商相 配給合理化の具體的方法としては地方別に石炭の規格を決定せしめ規格別に用途を一定する方針である、増産の具體的方法については石炭聯合會加盟會社をして具體的増産計畫を提出せしめた所大體政府の所期するところに近いので若かり右によつて増産を進める積りである、しかし將來の石炭の需要増加に應ずる根

本對策としては内地、滿洲、北支を打つて一丸とする需給計畫の樹立が必要であり準備を進めてゐる (福岡日日)

石炭鑛業關係へ 特別税を設定

昭和十三年度の若松市豫算は既報の如く大體に於いて田中市長の査定を終り三月四、五日頃參事會及市政記者團への内示が行はれる筈であるが明年度の豫算中には豫て本紙が提唱した石炭鑛業關係者に對する特別税を設定すべくその條例の審議を求むる事となる模様である、同税設定の要旨は現時の戦時景氣の跋行的恩恵を受けてゐる石炭業者が若松市を中心としてその營みをなし市は之に對し毎年數十萬圓の施設費を支出し之等石炭業者の利便を圖つてゐるに拘はらず石炭業者の市税負擔は僅かに鑛産税の附加税のみで市支出額の九牛の一毛に過ぎず之がため若松市民の一人當りの擔税額は北九州五市中第一位を占め八幡市に比すれば實に倍額の負擔を餘儀なくされてゐるものでこの不合理を矯正すべく嘗て福岡市長時代に石炭取得税大町市長時代に石炭荷役

税を設定せんとしたが石炭業者の猛烈なる反對にあつて再度共市會の通過をみるに至らなかつたものである (九州日報)

鑛害問題の根本的解決 商工省の具體案明示

二十八日の衆議院重要鑛産物増産法委員會に於ては松永義雄(社大)君政府の鑛害對策に言及して
福岡縣の炭坑地方の如きは落着に依る被害があるが住民の被害は特に問題となつてゐるに拘らず、當局は未だ何等根本的解決をなさないのは怠慢ではないか
と質したのに對し商工省の小金礦山局長が

福岡地方の鑛害問題に就いては政府に於いても相當對策に腐心してゐるのであつて商工省では内務司法兩省と連絡して個々の事件に就き兩者より適當賠償を行はせて示談とする等出來得る限り努力してゐる、現に本年度に於いてもかゝる賠償額は三百五十萬圓に達してゐる状態である、尙鑛害問題の根本的解決の爲めには目下立案中の鑛業法改正に際し確固たる

鑛害賠償規定を挿入する積りである、右に依つて賠償能力のない中小鑛山業者に對しても政府或は組合制度に依つて賠償能力を與へる様な仕組みにしたい様にしてゐる
旨を答へ商工省の鑛害對策の具體案を明示した (九州日報)

「報國號」獻納運動 着々たる進展

鑛業報國運動の一翼として勞務者諸君の發意によつて提唱された軍用飛行機「報國號」獻納運動は福岡鑛山監督局の斡旋により急速に進展し各炭山より獻金申し出相次ぎ銚後産業人の熱意を表明しつゝあるが本月九日までに監督局宛寄託された獻金は總計一萬一千二百五十圓五十錢に達したが、その中には本運動の主旨を賛して自發的に申し出た福岡市内某工場の一従業員も加はつてゐる。右内譯は左の如し
一千七百六圓高田炭坑△三千五十七圓赤池鑛業所△三千一百圓豐國鑛業所及横島鑛業所△一千四百八十五圓明治鑛業所△五百十八圓十五錢方城炭坑△三十圓岡ノ

浦炭坑△百五十圓本添田炭坑△百十三圓
四十錢西戸崎炭坑△二十圓新高炭坑△二
圓五十錢水無炭坑△十圓市内堅粕町中山
伊太郎 (日本礦業新聞)

計金一萬一千二百五十圓五十錢

鑛山工場安全大祈願祭

來月一日から英彦山神社で

筑豊七市八郡所在の鑛山、工場の災禍を神
助に仰ぎ防止したいと四月一日から三日間
靈峰上に聖光燦たる英彦山神社に官民聯合
鑛山工場安全大祈願祭を

大願主に縣知事、福岡鑛山監督局長、縣
鑛工聯合會長、筑豊石炭鑛業會長、石炭
鑛業互助會長、願主に鑛主、工場主これ
に區域内の代議士、縣議、署長、市町村
長ら百六十名が願主奉賛者となり嚴かに
執行する (大阪毎日)

石炭需給推定高

明年度五千百萬噸

【東京】石炭鑛業聯合會では廿四日丸ノ内工
業クラブにおいて理事會を開き石炭増産五

一回調査をなし、今後三ヶ年計畫を以て漸
次全道各炭田の調査が進められる譯である
が北海道における試料採取数は當初千二百
種位の豫定の處その後調査の結果約二千種
に達する模様である本調査は各地鑛別各炭
層別にそれぞれ工業分析を行ふものであつ
て、これが調査完了の時はその炭質により
液化向、コークス向或は汽罐用家庭用等全
國石炭の炭種別の資源關係が一目瞭然とな
る譯である (燃料新聞)

保護労働者の入坑

二千九百名を認可

福岡鑛山監督局では石炭増産遂行のため不
足せる労働力の補充として昭和八年以來禁
止せられた婦人少年の保護労働者の入坑採
炭を解除し管内の各鑛山に對し必要とする
保護労働者数を申告せしめたる處百二十餘
鑛山、約八千名に達したが監督局では各鑛
山の事變による影響並に現従業員數、出炭
高等を參酌して管内に於ける必要なる保護
労働者數を三千五百名と認定しこれが實施
について監督官廳たる厚生省社會局と交渉
のため椎野書記官を本月初め上京せしめた

ヶ年計畫遂行上必要なる送炭規程改正の件
を附議左の如く原案に一部修正を行つた上
これを承認、ついで昭和石炭調査に基く十
三年度内地石炭需給推定高に對し石炭聯合
加盟社の石炭供給高につき協議の結果、十
三年度石炭責任高を三千六百萬噸(但し朝
鮮への移出並に外國船燃料分二百萬噸を控
除した純内地供給高は三千四百萬噸)と
決定、二十五日總會を開き石炭規定改正案
を正式承認する外石炭聯合送炭數量に基づ
き加盟各社の對當高を決定することとなつ
た、なほ十三年度需要推定高を前年の四千
四百六十一萬噸に比すれば約六百萬噸の著
増に當り、一方石炭聯合の十三年度供給責任
高(移出外國船燃料分を除く)を前年に比す
ればまた凡そ六百萬噸の増加となり、これ
がため石炭聯合加盟社は全力を擧げて増産に
邁進すべき必要に迫られてゐる
◎十三年度内地石炭需給推定高
(單位千噸)
一、需要高 五、〇〇〇
一、供給高石炭聯合會 三、四、〇〇〇
一、互助會並に盟外社 一、一、〇〇〇
一、差引不足 六、〇〇〇
一、移入高(臺灣炭十萬噸の外大部分南樺

一方厚生省では福岡、東京、仙臺の三鑛山
監督管内の各鑛山に採炭夫として就業せし
める保護労働者の數を二千九百名と限定し
福岡鑛山監督局の三千五百名を要求に對し
最初二千名を認めたと過ぎなかつたが福岡
管内に於ける勞力不足の状態を披歴し種々
折衝を重ねた結果厚生省では全國鑛山の必
要數と認めたる二千九百名を全部福岡管内
に於て使用せしめることに讓歩した
而して二千九百を以上の要求に對しては新
に商工、厚生大臣の決裁を必要とし長時間
を費すため福岡鑛山の勞働力不足のために
補充する保護労働者の數として二千九百名
を應諾するに至つた。尙今後の状態により
再び勞働力不足を來す場合は三千五百名ま
で要求權の確保につとめることになつた
(若松新報)

全國炭礦の炭質別調査

商工省では燃料國策確立の基礎調査として
今年から全國炭田の炭質調査を行ふことに
決定してゐたが、今年年度未だ目前に控へ
ていよいよスタートを切ることとなつた、
即ち二月十日から五日間全國鑛山監督局分
析所主任招集して、石炭分析協議會を開催
して石炭分析上必要な諸般の打合せをし、
全國一齊に調査開始の運びとなつたが、札
幌鑛山監督局においては永岡技師を調査主
任として伊藤技手と共に過般釧路炭田の第



石炭鑛業權設定(自昭和十三年二月上旬至昭和十三年三月上旬)

福岡鑛山監督局管内

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
長崎 三九〇七	北松浦郡南田平村田平村、江迎村	九六、八〇〇	佐世保市比良町 草場ウメコ 外一人
山口 四四九	厚狹郡小野田町地先海面	七五、〇〇〇	宇部市小串 高良 宗七
佐賀 三三〇	西松浦郡大山村曲川村	六八、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡大隈町 久 恒 貞 雄
同 三三〇	東松浦郡北波多村西松浦郡波多津村	七九、三〇〇	東京市麩町區丸ノ内二丁目 金丸鑛業株式會社
福岡 六四七六	遠賀郡岡垣村	三〇、〇〇〇	福岡縣遠賀郡香月町 山 鹿 重 憲
同 六四七七	三池郡銀水村	三〇、五八	福岡市小島馬場 久 保 熊 太 郎
同 六四七九	朝倉郡松末村	一七、五〇〇	福岡縣嘉穂郡大隈町 久 恒 得 郎
同 六四八〇	八女郡大淵村等原村	九四、九〇〇	佐賀縣神埼郡神埼町 山 崎 八 郎
佐賀 三三二	神埼郡仁比山村東背振村	九六、〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町 山 口 峰
同 三三三	三田川村神埼町西郷村	四二、三〇〇	佐世保市島瀬町 山 田 源 三 郎
長崎 三九〇九	小城郡多久村	九三、〇〇〇	佐世保市比良町 草 場 淺 市
同 三九一〇	北松浦郡星鹿村地先海面御厨村地先海面、田平村地先海面	九三、〇〇〇	同 上
同 三九一一	北松浦郡星鹿村地先海面	三〇、〇〇〇	同 上
同 三九一二	北高來郡江ノ浦村	八〇、〇〇〇	長崎縣北松浦郡小佐々村 末 吉 役 重
同 三九一三	西彼杵郡野母村地先海面	九〇、二〇〇	宇部市中字部 棧積清逸 外一人

同 三九一四	北高來郡江ノ浦村	九四、〇〇〇	長崎縣北松浦郡小佐々村 末吉役重 外一人
大分 三三〇〇	字佐那四日市町横山村	一、〇〇〇、〇〇〇	宇部市中字部 榎本高三郎 外一人
長崎 三九一四	西彼杵郡松島村地先海面	八七、七五	東京市日本橋區室町二丁目 松島炭礦株式會社
同 三九一五	同郡同村地先海面、崎戸町地先海面、多以良村地先海面	九九、五〇〇	同 上
同 三九一六	同郡瀬戸村地先海面、松島村地先海面、雪浦村地先海面、神ノ浦地先海面	九六、〇〇〇	同 上
同 三九一七	南松浦郡三井樂村	四四、〇〇〇	長崎縣北松浦郡皆瀬村 吉 居 平 外二人
福岡 六四八五	田川郡後藤寺町	七四、〇〇〇	東京市本所區菊川町一丁目 澤 井 松 由
同 六四八六	遠賀郡蘆屋町地先海面岡垣村並ニ海面	九三、〇〇〇	東京市日本橋區吳服橋一丁目 野 上 鑛業株式會社
同 六四八七	遠賀郡遠賀村鞍手郡古月村	一四、四〇〇	福岡縣若松市小石 梅 中 菊 藏
同 六四八八	厚狹郡小野田町地先海面門司市地先海面	九三、〇〇〇	東京市日本橋區吳服橋一丁目 野 上 鑛業株式會社
山口 四四九	吉敷郡西岐波村地先海面宇部市地先海面	六二、〇〇〇	宇部市中字部 柴 田 堅 次
同 四四七	東松浦郡北波多村唐津市西松浦郡波多津村	八八、五〇〇	大阪市天王寺區筆ヶ崎町 横 島 直 彌
佐賀 三三二	天草郡深海村宮野河内村並ニ海面	九六、二〇〇	鹿兒島縣出水郡高尾野町 池 田 良 郎
福岡 六四八六	山門郡兩開村地先海面	四九、四〇〇	福岡縣田川郡添田町 藏 内 正 次
同 六四八八	同村並ニ海面	六三、三〇〇	同 上
佐賀 三三三	西松浦郡東山代村	三三、〇〇〇	佐世保市榮町 田 邊 庄 太 郎
同 三三三	南那珂郡福島町	八三、二〇〇	東京市淀橋區角筈一丁目 東 北 鑛業株式會社
福岡 六四八六	早良郡壹岐村地先海面福岡市地先海面	二八、六〇〇	福岡市姪濱町 早 良 鑛業株式會社



互助會文藝

和歌

杉廻舎主人選並添作

課題 雲雀

天

あかり戸に春の日ざして野路遠くあがる雲雀の聲ぞ聞ゆる
(五城窓)

地

兩はれて外出をさそう春風のそよふく野べに雲雀鳴くなり
(無名子)

人

戦地にも雲雀のあがる日はありと嬉しき便り友よりぞこし
(無名子)

秀

いつしかと大空高くあかりけん雲雀の聲の細りゆきたる
(白 双)

佳

うら／＼けき春の日あびて若草にねころびをれば雲雀なくな
(浅繪)

朝日さす軒端につりし籠の中に聲勇しく雲雀なくなり
(白 双)

春風になびく麥畑飛びたちて大空高くひばりなくなり
(全)

うら／＼と霞む空高くなく雲雀聞きつゝ野ちを行くぞ床し
(五城窓)

さみどりの麥の畑の空高く雲雀なくなり春をたゝえて
(千草嬢)

選者 追詠

飛行機の音遠ざかる大空をふたゝびしめて雲雀なくなり

題 凱旋

天

歸らじとちかひて出でし故郷ににしきをかざるつはものゝ
(浅繪)

地

いくさより歸る父をば迎ふべく小旗ふるなり母の背にして
(白 双)

人

旗の波よろづ代の聲とよむなりみいくさ船の歸る港に
(浅繪)

秀

いさを立て、歸る兵士迎ふべく人波よする門司の港に
(五城窓)

佳

よろづ代の聲に送りし兵士をけふぞ迎ふるよろづ代の聲
(白 双)

選者 追詠

旋の將士と共に彼の國の土となりにし友をしぞ思ふ
(丈三)

戦にたてしいさを家づとにかへるつはもの勇しきかな

俳句

琴月園雷鳴雲先生選並添削

課題 春の山。彼岸

佳 向

寒かりの腰伸しけり彼岸寺

寺町に屋台店出る彼岸哉

彼岸會や煩惱洗ふ寺詣で

彌陀に手をひかれて詣る彼岸かな

春の山露着て笑む淡路かな

彼岸會寺の櫻も咲そむる

春の山登へて高し月朧

老の顔のび／＼として時正かな

連れ立ちて彼岸詣や一族

南國の彼岸詣てや櫻散る
雲水の宿借る寺の彼岸かな
ゆら／＼と昇と朝日や春の山
谷溪の水に映れり春の山
春の山色あたらしく連らなりぬ
春の山たどり／＼て花吹雪

// (白 双)
// (杉 堂)
八幡 (鐵 佛)
小倉 (無名子)
若松 (白 双)
戸畑 (淺 繪)

白雪を冠りて不二は笑ひけり
彼岸會や客僧殿に繋若湯
うら／＼日や淡々として笑ふ山
中日や終日寸梵鐘撞ゆとる
寫生の黄吹き居春の山

// (千草嬢)
八幡 (菊蘭嬢)
若松 (白 双)
戸畑 (淺 繪)
小倉 (無名子)

薄絹の露の奥や春の山

若松 (杉 堂)

山笑ひ野笑ひ春の日和風
彼岸會や堂に満ちたる慈眼佛
若やぎて雨後満山笑みあほる

八幡 (菊蘭嬢)
若松 (白 双)
// (全)

春の山みな丸まると青みけり
學童に引かれて昇る春の山

// (全)
小倉 (無名子)

彼岸會や説法僧は緋の衣
瓢酒酔ふて轉へば笑ふ山

八幡 (菊蘭嬢)
小倉 (無名子)

のび／＼と今日は彼岸の寺詣て
昇日照りつ曇りつ暮れゆとる

若松 (屏 山)
戸畑 (淺 繪)

春の山里灯籠に暮れゆとる

若松 (五城窓)

茶種細をいかに廣し春の山
満山は色分燃えて笑ふ山

小倉 (無名子)
八幡 (菊 蘭)

六阿彌陀詣て杖引く彼岸かな

// (白 双)

そこかしこ人呼び寄せる春の山
紅椿はら／＼と落つ鳥の聲

戸畑 (淺 繪)
若松 (五城窓)

遠不二も海を放れて笑ひけり

八幡 (菊蘭嬢)

愛孫と法話して行く彼岸寺

// (丈 三)

選 者 追 句

珠敷を賣る露店も出たり彼岸寺
大海を見るまで昇る春の山

川 柳

琴月園雷鳴雲先生選並添作

課 題 膝 坊 主

佳 作

膝坊主かかえて亦もしやん顔
孫起せ踊らせて見る膝坊主
膝坊主もつれ合ふたる中よき
膝坊主叩いて力士しこうふみ
婆さんも覗けはかくす膝坊主
オト張りの隙より覗く膝坊主
膝坊主枕にさせて耳掃除
膝坊主もつれ勝なる下手ダンサー
膝坊主よせつゝ爺父強意見
摺鉢を挟んで丸い膝坊主

若松 (白 双)
小倉 (吞 空)
// (全)
若松 (千草嬢)
小倉 (吞 空)
// (全)
若松 (白 双)
小倉 (吞 空)
// (全)
八幡 (菊蘭嬢)

膝坊主しびれて起てぬな讀經
膝坊主突合したる秘密談
膝坊主斜にそろえて米を磨き
そんなはずないがと抱く膝坊主
膝坊主刑禁綱に泣て居る
膝坊主爪切る娘めや／＼こしい
膝坊主叩き競つて大議論
なが弔辭しびれて起てぬ膝坊主
膝坊主ポイント叩いて一ツトモセ
膝坊主なやむ女の向つて風
首ひねる溜息が抱く膝坊主
いゝ仕事有つて抱かれず膝坊主
膝坊主叩き出したり忘れもの

若松 (白 双)
小倉 (吞 空)
// (全)
若松 (千草嬢)
小倉 (吞 空)
// (全)
若松 (白 双)
小倉 (吞 空)
// (全)
八幡 (菊蘭嬢)

秀 逸

人

地

天

選 者 追 作

病みあがり摺子木程の藤坊主
 藤坊主抱いて泣つたるわかい女
 藤坊主まくらに味い聲をきき
 厳格な對座に泣くよ藤坊主
 爪蹠の藤坊主くすれ甘い戀
 アラ嫌よ包み直した藤坊主
 アーラアラアラと隠す藤坊主

課題 雜

佳作

彼岸會はお小僧さんも經を讀み
 やさ男一杯呑むとホツトなり
 同僚とよく重役の傍へ行き
 鬼面が酒といつたら恵比須顔
 宋美齡大きな中を賣そこね
 酒吞ば年増女もあたつぽい
 猫いらす猫が食つたで大事件
 とつくりと寝ようと爺父寝酒哉

若松 (杉堂)
 // (白 双)
 八幡 (鐵佛)
 若松 (白 双)
 // (杉堂)
 小倉 (一 雷)
 若松 (千草嬢)
 小倉 (吞 空)

禿頭らしい隣の怒る聲
 女えの親切電車の席が明き

秀逸

失戀の今日此頃の酒の量
 春が来るやら昔請の兩隣り
 もう酔ふた酔ふたが癖せて亦三升
 管制の燈下讀書の頭どち
 また酔はぬ酔はぬとくどく酔つて居る

人

八幡 (鐵佛)
 // (菊蘭嬢)
 小倉 (一 雷)
 八幡 (鐵佛)
 若松 (白 双)
 // (杉堂)
 // (白 双)

びんぼふの家よ障子の穴が泣く
 増酒税酒屋はウント呑めと云ひ

地

八幡 (菊蘭嬢)
 小倉 (吞 空)

天

梯子酒何段目にて落ちるやら

若松 (丈 三)

選者 追作

梯子酒繩ののれんで縛られる
 泣く笑ふ怒る酒癖セロか湧く



炭界日誌

二月廿一日(月)晴

△十日會例会、午後一時より若松商工會議所に於て開會本
 社より鍋島主任出席。

△大日本炭坑は本日の重役會に於て三百万圓を増資五百十
 万圓となすことに決定す。

二月廿二日(火)曇小雨

△若松水上署の調査によれば現在に於ける若松港石炭仲仕
 は前年より六百名減少。

二月廿三日(水)晴

△貝島大之浦第五坑第八坑落磐採炭夫五名死傷す。

二月廿四日(木)曇

△石炭聯合會理事會開會本年度石炭供給高炭聯責任三千四
 百万屯互助會其他一千百万屯に割當決定す。

△本會野上會長上京す。

△糸飛辻本炭坑落磐で一名即死。

二月廿五日(金)晴

△滿洲礦山株式會社創立總會を開き會計鮎川義介社長島田
 利吉兩氏就任す。

△飯塚炭坑落磐で坑夫一名即死す。

二月廿六日(土)晴

△吉野商相は本日の議會に於て石炭需給調整協議會を組織
 する旨言明す。

△廣島石炭販賣商業組合の第一回發起人會を開き三月中旬
 頃設立の豫定。

△若松港石炭仲仕賃金値上問題は双方互譲して本日圓滿解
 決す。

二月廿七日(日)晴

△炭聯の送炭案は頗る杜撰なりと大阪工業會より陳情す。

二月廿八日(月)晴

△鑛業法の改正に伴ふ福岡縣下五市五十三町村の鑛實地被害額は約貳百万圓と判明す。

△大阪堂ビルにて朝鮮無煙炭市場統制打合會開會。

三月一日(火)晴

△東邦炭坑重役會に於て資本金三千三百万圓に倍額増資を決定す。

△宗像郡南郷村朝町炭坑遠賀郡遠賀村別府炭坑田川郡伊田町久野炭坑本日より本會に入會す。

△大正鑛業大根土炭坑火災。

△北海道炭礦汽船會社拂込を徴收す。

三月二日(水)曇後雨

△岩井商店石炭主任石濱警夫氏大連支店長に榮轉す。

三月三日(木)曇

△福岡鑛山監督局管内技術管理者協議會第一日開會。

△五月一日より燃料消費規定實施のため之が打合會を福岡縣廳會議室に於て開會。

三月四日(金)曇

△本社の野上社長、武内專務、風戸主事其他の上京委員出發す。

三月十一日(金)曇

△宇部鑛業會を中心として採炭技術研究會を結成することに決定す。

△興中三井三菱で北支炭販賣會社を設立し需給調節配給に遺憾なきを期す。

三月十二日(土)晴

△本日は門鐵管内石炭輸送高五万六千六百屯の新記録を樹立した。

△福岡局主催にて地歴利用による石炭探掘法懇談會開催。

△筑豊石炭鑛業會常議員會開會。

△燃料節約を協議するため福岡縣警察署長會議開會。

三月十三日(日)曇時々晴

△日本曹達が姪濱町の早良鑛業經營に乗出す。

三月十四日(月)曇

△大阪府の燃料取締規則發令さる。

△糸飛松尾炭坑に火災損害千五百圓。

△石炭鑛産税の標準價格發表さる。

△北支炭開發四ヶ年計畫成る。

三月五日(土)曇小雨

△本社重役會並に理事會開會。

△問題の肥筑炭田砥川炭礦遂に着炭す。

三月六日(日)曇小雨

△古乾源炭礦(朝鮮)開發に東拓の手により資本金貳百万圓にて新會社を創設することに決定す。

三月七日(月)曇小雨

△川南工業が姉妹會社として資本金壹千五百万圓にて炭業會社創立に決定す。

三月八日(月)曇

△新大阪ホテルに於て石炭配給懇談會開會。

△貝島大之浦六坑落磐で一名即死す。

三月九日(火)晴時々曇

△門鐵局に於ける本年度の石炭輸送對策成る。

△三菱勝田炭坑は本年度三十五万屯出炭計畫。

三月十日(木)曇

三月十五日(火)曇

△日本炭業株式會社は本日増資百万圓を徴收資本金貳百五十万圓となつたが近く倍額増資五百万圓となる豫定。

△朝鮮無煙炭輸送懇談會開會。

三月十六日(水)晴

△筑紫炭坑二坑落磐で一名即死。

三月十七日(木)晴

△三菱五坑落磐で一名壓死す。

△三井鑛山石油合成工場技師長秋山章一氏は本日東京で逝去さる。

三月十八日(金)晴

△宇部石炭卸商業組合は本日商工省より正式認可さる。

△三井田川坑禁酒會總會。

△嘉穂炭坑で炭車に挟まれ坑夫一名死亡す。

△網分炭坑落磐で一名即死。

三月十九日(土)晴

△宇部鑛業組合では本日工業クラブに於て採炭能率向上研究會開催。

△糸飛太田本坑で炭車切離作業中過つて採炭夫一名即死。
 三月三十日(日)晴
 △沖ノ山炭礦は中沖山炭礦買収折衝中
 △嘉穂鑛業が長崎伊王島の石炭鑛源を開發に決定す。
 △古河目尾炭坑瓦斯爆發したが負傷者なし。



編輯後記

編輯子は本日若松高等裁縫女學校の卒業式に臨席した。吉田縣會議員や矢島學務課長其他の祝辭があつたが通り一片の祝辭に過ぎなかつた。何故若松否九州一の女學校を卒業して芽出度いといふ祝辭がなかつたのであらう。今日の縣立又は市立、私立の高等女學校の教育方針は、女給や女優又はダンサーを養成するには役立つがよき女中や良妻賢母は出來ない。徒らに生意氣な娘になるばかりだが家政や裁縫の女學校は、非常時日本の女性に直ちに役立つ教育だからである。

『ムツツリニの如くヒットラーの如くスクーリンの如くに……』と去る十六日衆議院本會議の國家總

動員法案討論に際して惹起した社大西尾末廣君の舌禍事件は、昨廿三日遂に極刑の除名處分で幕を閉じた。社大は澎湃たる時局の波に押されて表面百八十度の大旋回はしたが、内心社會民主主義を固守して居るので思はずスクーリンが飛び出たようだ。附焼又ははげやすいものだ。

毎月御投稿を願つてゐる互助會文藝欄は、漸次充實し和歌の選者杉廻舎主人や俳句川柳の選者琴月園雷鳴雲先生が、一詠一句毎に熱心に御添削下さいます。其の上天地人の入選作に對しては選者揮毫の短冊を御贈り下さることになりましたので、賞品並に添削原稿返送致しますから應募原稿には必ず住所姓名を御明記願ひます。

(三月廿四日白髮生)

互助會文藝原稿募集

△和歌 選並添作 杉廻舎主人
 課題 あさのはな 花とのみある場合は必ず櫻の花なり
 朝花 月とのみは秋の月の事をいふ御注意までに
 新聞 新聞のことを歌にてはニイブミといふも御注意までに

△俳句 選並添作 琴月園雷鳴雲先生
 課題 しんらい 蜂の巢(動) 初蕨(人時)
 春雷(天) 開帳(宗教) 菜の花(植物)

△川柳 選並添作 琴月園雷鳴雲先生
 課題 一。月
 一、締切日 四月十日(嚴守のこと)
 一、一題に付五首又は五句以内とし批評出来るよう
 用紙に充分余白をあけられたし
 一、入選作(天地人)には選者より短冊を贈られます
 右ノ通り住所氏名明記願ひます
 右ノ通り互助會報四月號原稿募集致シマスカラ奮ツ
 テ御投稿願ヒマス

互助會報編輯部

互助會報・第三卷・第三號

購 一冊 金參拾錢 郵税共
 半年分 金壹圓八拾錢同上
 一年分 金參圓六拾錢同上
 料金は前金の事

昭和十三年三月十七日印刷納本
 昭和十三年三月二十日發行

若松市本町二丁目 石炭鑛業互助會
 發行人 風戸 道康
 編輯人 若松市堺町三丁目
 印刷人 吉田 万造
 若松市堺町三丁目
 印刷所 吉田 印刷所
 電話 六五二番

發行所 若松市本町二丁目 石炭鑛業互助會
 電話 七三〇番
 七三〇番
 七三〇番

